福祉教育常任委員会

令和８年６月５日（金曜日）午前１１時０２分開会

出席委員（８名）

委員長	佐藤一則	副委員長	林　美幸
委員	松野真弓	委員	星野健二
委員	齊藤誠之	委員	平山　武
委員	中村芳隆	委員	金子哲也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記	黒沢大輔	議事課長	岩波ひろみ

議事日程

１．開　会

２．協議事項

⑴６月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について

⑵陳情第１号について

⑶陳情第２号について

⑷行政視察について

３．その他

４．閉　会

開会　午前１１時０２分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長　皆さん、こんにちは。

ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

協議事項は次第のとおりです。

各委員におかれましては、円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎協議事項

○佐藤委員長　それでは、次第２、協議事項に入ります。

初めに、⑴６月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）についてを協議事項といたします。

これらについては、事務局から説明をお願いします。

○黒沢書記　（６月定例会議における委員会の運営について説明。）

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、日程について説明がありました。

皆さんのほうから、何かこれについて質疑等ありましたらお願いをいたします。齊藤委員。

○齊藤委員　初日の継続審査の陳情の審査は、全部終わってからですか。ごめんね、これ開けなくて分からないです。一番最初ではなくて、全部議案の審査が終わってからの予定で上がっていますか。

○黒沢書記　はい。執行部のほうの審査が終わった最後に、その予定があります。

○齊藤委員　分かりました。

ブラウザを押しても開かない。この間もこれを言ったんだけれど、だめなんだよね。一番最後ね、すみませんでした。

ブラウザではなくて、サイドブックスのほうで開けばいいんだけど、何か調子悪い。

○佐藤委員長　ほかに、皆さんのほうからありますか。

なければ、この審査日程で行うということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、予定どおりこの審査日程で、16日、17日の２日間で行うことで決定しますので、よろしくお願いいたします。

議員間討議について、皆さんのほうから何か討議したいテーマがあればお願いいたします。

これについては、今日でなくても随時できるということでよろしいですか。

○黒沢書記　はい、そうです。

○佐藤委員長　皆さんのほうから、今決めておきたいテーマ等あれば。

○齊藤委員　議員間討議だよね。

○林副委員長　これ、積極的にやりましょうという話だったんですか。

○齊藤委員　まあ、テーマを決めてやるか、議案でやるかは自由なので、先に決めて。

○佐藤委員長　もし今なければ随時できますので、都度でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、⑴について終了してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　続きまして、⑵陳情第１号についてを協議いたします。

これについて皆さんのほうから何かございましたら。今回出された放課後児童健全育成事業補助

金対象経費に関する陳情であります。

今、陳情第１号について。

○齊藤委員　第１号は終わったんじゃないの。

○佐藤委員長　陳情第１号について、何か皆さんのほうからございましたら。

齊藤委員。

○齊藤委員　今、黒沢書記に送ったのですけれども、皆さん、紫のフォルダ、執行部提供というもの。これを今開いてください。それの事業者への……

○佐藤委員長　補助金。事業者の補助金、真ん中のね。これを開けるのね。

○齊藤委員　いいですか。

これを今、左上が３月実績と書いてあって、この横長の資料。基本額、交付決定額内訳という下に、基本額が⑴の算出方法についてとあると思うんですけれども、この間、皆さんに聞いてもらっていた執行部、子ども未来部とお話ししたところなんですけれども、執行部の方が人件費について、国の基準に照らし合わせてやったとしても、１万円ぐらいしか変わらないんですという話で、星野委員とか僕らが１万円が分からないという資料を執行部が作ってくれました。

これで見ると、左側にスタートが562万5,000円で、規定どおりの支援を配置した月の額ということで82万足した644万6,333円という額と、右側にその隣の枠、児童クラブの人件費総額から上の２から９を引いたものの額が643万2,450円。この600万円同士を見ると、たった１万円しか変わらないという話なんですね。

これは執行部が言っていることは間違いなく変わりないんですけれども、次のほうです。

○佐藤委員長　補助金確定というものですか。

○齊藤委員　そう。人件費と比較する額みたいな、次の資料です。１回それを閉じてもらって。

人件費との比較説明資料。これで、その内訳で書いてあるわけですよね。１から３を引いて、６から５引いたほうで１万3,883円しか変わりませんという話になるという資料をくれたので、人件費の総額から、市の独自のルールの算出に基づく人件費で比較すれば１万円しか変わらないという話なんですけれども、これを今回言っている陳情の趣旨は、国の補助基準に合わせたものにしていただくために検討をしてくれませんかという内容になっているので、それを皆さんに見せられる資料を今、黒沢書記が頑張ってくれています、上げてくれればなんですけれども。上がったら教えてください。

○黒沢書記　今、アップロードです。

○齊藤委員　前回は、基本額の算出の一番最初は全事業から、学童全事業から寄附や助成金を引いた額が交付決定額だったんです。今言ったのは、市の子ども未来部は人件費だけ、国の全体の交付額というものは１回置いといて、人件費だけから全部引いているので、そもそものスタートと訳が違う状態なんです。

なので、全事業費ですから、人件費のみならず固定費から何から全部、車の車検も全部入れた額から補助金を引いただけでいくと、極端な話、額が大きくなるので、その額と人件費を比べていくときの引き算の元が違うんですよ。

低いほうを取っちゃうということなので、今回、資料が出てくれば分かりやすいです。出ました。ありがとうございます。今、出します。これは送っていいんだよね。

○黒沢書記　はい、大丈夫です。

○齊藤委員　ありがとう。今行きました。

○佐藤委員長　子供がいっぱいいるものですか。

○齊藤委員　そうそう、これです。

○林副委員長　これ作ったの。

○齊藤委員　これ作ってくれたの、陳情者のほうが。

例えばの計算なんですけれども、こういう形です。青い部分、国の補助決定のプロセスは、元々の基準額に加算額を足した合計で出てくるものが1,000万円と例えば仮定します。那須塩原市の場合は、もうステップ１の状態で総人件費から入っちゃっているんですね。だから、加算をしていない状態で総人件費から逆に１回加算を引いて、500万円に下げちゃうわけですよ。

それを左側にある青と一緒の基準額と比べると、少ないほうということで500万になっちゃうので、この表でいくと、その差150万減っちゃうんですね、どうやったって。先に人件費から補助メニューの額を引いちゃうので。

それで、ステップ５という赤いほうで見ると、その500万円に１回引いた額をまた戻しているんですよ。これが謎の独自のルールということになるんですよね。

○林副委員長　何でこのやり方なのかと言うと、昔からこうだからという……

○齊藤委員　この間聞いた、平成23年のときに、例えば人件費から何からみんな補助金の申請が来たときに、多分にっちもさっちもいかなくなったんじゃないか、あれもこれもそれも金よこせというふうに経営者が言ってきたからか、不正があったとかいろいろあったので、取り決めとして人件費だけに収めたということがあったんじゃないかと、この間、部長がちょっとそんなニュアンスで言ってくれていたので、そこの部分をいつまでも守り続けていると、前も言った事業者にとってはえらい痛手になっているということですね。

人件費をもらえるのはとてもありがたいんだけれども、それ以外でも国のほうでは見てやっていいよと言われているので、その補助基準になるための検討をしていただきたいというのが趣旨の内容ということなんです。

○中村委員　これを国で認めていいということは、国からお金が来ているという解釈でいいんですか。

○齊藤委員　いいんです、全部。だから今朝、一回見てもらったでしょう、決算書。

○中村委員　そうするとこれ、国から来ているものを独自で安くして、意味があるんですかね、うちで。

○齊藤委員　だから、あのね、そこに水光熱、この間、陳情で来ました。水光熱費以外、車の例えば車検代、全部じゃなくても、そういった別にかかる経費についても国は認めていいよ、後は家賃補助とかもいいよと言っているんだけれども、採用するのは市の裁量なんですよ。

なので、市がそのメニューを取らなければ、国がやってもいいよと言っているだけで、やれよと言っているわけじゃないので、そこを市がどう考えるかというところになってくるという話になるので、とにかく全事業費から引いていただくと、人件費だけでクローズアップされて比べちゃうと、どうしても劣ってしまうということですね。

例えば、先ほどこの赤い表で見ていたら、この表で言った場合は150万の差があるじゃないですか。これが３分の１ずつになるんです、国と県と市で。ということなので、割り算すると１年間でこの事業者の場合だと50万円、市の歳出が増えるという計算。

その事業者がほかに増えれば、例えば毎年500万増えたとかとなるんですけれども、その部分も含めながら、どう考えていくかということなんですけれども、元をただせば、子供の命を預かる場所であるというところも含めての話なので、数字のトリックだけは、これで皆さん分かってもらえればいいのかなと思って、一生懸命作ってくれました。

これを言葉で表すのはすごく難しいんですよ。

この場合だと150万。

○中村委員　理解するのが難しいね。

○齊藤委員　そうなんです。

○中村委員　これをうちの執行部に見せて、こういう計算じゃなくて、こういうふうに戻したらどうというのも、指導してやったらどうなんだろう。

○齊藤委員　そうなんですけれども、まず検討されたいと言っていいと言ってからじゃないと、何かこれをやれよみたくなっちゃうので。全体的なことを言っていて、分かってはくれているんだけれども、当面はそれ以上波及しないで、淡々と返ってきているような感じなので。

人件費中心でしか考えていませんし、この事業全体は市としては考えませんと言ったら、これまた違う話になってきちゃうので。

これをやれよと言うよりは、そこも踏まえて、検証し直してくれという趣旨の陳情書になっているので、これをやれという言い方はしないですね。事業者なので、やはりお世話になっている部分もあるし、ただ、正直きついという話ですよね。お金があれば全然やれるものもやれていないというのと、ゆめがくどうの公設と違って、保護者から全額お金をいただかないと回らない実情があるという。

ゆめがくどうは、もう市から委託料で何億円ともらっちゃっているので、7,500円で負担をやる。その格差もひどいんですよね、極端な話ね。

○林副委員長　子供を預かる質を担保するには、こっちのやり方にした方が望ましいと。

○齊藤委員　もちろんです。そういうことです。

結局、お金だけもらっていても、前みたいに、エアコンが壊れても直せないとか、そういう中で、幾ら金をもらっても子供たちに優しく接しても、暑いという精神的苦痛があったら、保育者だってつらいわけじゃないですか、極端な話ですけれども。

とにかくそういった部分で……

○中村委員　よその事業者は、これで運営は結構うまくいっているんですか。

○齊藤委員　ほかの事業者、だからいっているんですよ、ほかの事業所は。

○中村委員　同じ民間でも、何でうまくいっちゃうんだろう。

○齊藤委員　だから、前も言ったけれども幼稚園がセットになっているとか、あとはグループ企業とか。

○中村委員　単独でやっているのが、この２社だけなのか。

○齊藤委員　そうなんですよ。補助金がないんですよ。だから、これが頼みなのでという話で。

○中村委員　寄附は大体ほかより多くもらっているというとかはないのか。

○齊藤委員　ないです。この間、見てもらったじゃないですか。

○中村委員　寄附は結構来るんだわね、これね。

○齊藤委員　でも、この会社でいくと、６万9,000円。あと93万2,000円が馬主財団補助金、物価高騰補助金。だから100万ぐらいは入ったのかな。でもそれを引いてからですから、比べるのは。

○林副委員長　実績としても新しい、若い企業なんですよね。

○齊藤委員　片方はね。やはり短期借入れの800万というのが、普通はあり得ないです。そうなんです。初期が回らないんですよね。多分交付決定されて戻ってくるのが、３月に締めてからだから、４月、５月に振り込まれるでしょう、出納があったとして。じゃあ、その２か月間剰余金がないので、どうするのかということになっちゃうと、本当に申し訳ないけれども頑張ってという経営状態になりやすいのかと思っちゃう。

○星野委員　平成22年でしたっけ、これ見たのが。何でこれになったの、今さら聞いても分かんないと思うし、ただ、そのときの時代的には、そのとき今ほどガソリンが高くなかったから、もう時代は変わって、物価高騰でいろいろな経費的なものもかかってくるという現実があるので、やはりこれをこれを機会として、決して無理ではない、国の基準のほうに見直すという形で、そういうような……

今、議長が言ったように、だめとは言えないけれども、やはり時代の中で、こういう大事な子供を見守る事業者に対しては、やはりいろんなことを考えて検討していく余地はあるんではないのかとは思いますけどね。

○齊藤委員　はい。そう言っていただけると、まだ審査の段階じゃないんですけれども、ぜひ言ってください。

前も言ったけれども、よその市にはこの独自の計算ルールはないよという話なので。

○佐藤委員長　そうすると、陳情第１号に対しましては……

○齊藤委員　今もう飛ばした。これ一番最初に説明したものですね。これが国の交付の決め方。左上が国が決めたところに実際の決算書をぶつけて、それが低い方が下に降りてくる。そこから、さっき言った寄附金、1,000万もらえたら1,000万引く。その低いほうが下に来て、それをもうそのまま国は３分の１あげますよと言っているので、そこに市が乗っかってくれないと、国がよくても市は人件費しかないからということで、この黄色い枠にはない右側に、その人件費ルールができるという話で、ということです。

ここまで説明できれば、当日これを言っても大変なので、今分かっておいてくれればいいということでやっていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○佐藤委員長　分かりました。大変すばらしい資料で。

それでは、協議ではなくて、採択については、初日の⑷でやるんですけれども、今のことを踏まえて、採択か、不採択かについては、当日のことなんですけれども、そのほかに決議すること等があれば。

採択か不採択だけでよろしいですか。

○齊藤委員　一応考えてみたんですけれども、採択されれば、委員長があとはそこの、皆さんが言っている意見全て入れて、あそこで読んでくれればいいんじゃないかとは思っています。

○佐藤委員長　分かりました。

○齊藤委員　どういう感じで書くかがちょっと分からないので。

○佐藤委員長　なるほどね。そうすると、このままタイムスケジュールとしましては、今日あらかたどっちかというのは分かったと思うんですけれども、いずれにしても採択になると思うんですけれども、そうした場合に、詳しくは、協議する日程が決まっていますので、そのときに⑷で再度詳細にやるということでよろしいですか。

それとも今日、ここで全部決めちゃうか。

○齊藤委員　ここは今、資料を分かってもらいたかったというだけなので、協議ではないので。

○佐藤委員長　もちろんこの資料を基に協議するということでよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　それでは、あらかた大体皆さん決まってくると思うんですけれども、採択、不採択についても審査初日の⑷でやるということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　そのときに、参考人招致というのは、

もうこれだけ資料がそろっているので、どういたしますか。

もうこれだけ資料がそろっているので。

○齊藤委員　はい。

○中村委員　十二分に分かるよ。

○佐藤委員長　これだけ資料がそろっているので、執行部も提出者も呼ばなくて十分判断できるということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、⑵の陳情第１号については、当日に正式にやるということで、よろしくお願いします。

続きまして、⑶の陳情第２号についてを協議事項といたします。

これについて、皆さんのほうから御意見がございましたら。

参考人招致をするかどうかも踏まえてですね。

○星野委員　参考人招致したほうがいいんじゃないですかね。

○佐藤委員長　そうすると、これは２日目は１個しかないので、もう参考人招致するのは、もう時間が決まっているので、十分呼べると思いますので。

よろしいのではないかと。

○中村委員　訪問型保育というのは、ベビーシッターなのか

○齊藤委員　そうです。ベビーシッター。

○中村委員　ベビーシッターの実績なんて、我々には分からないものね。

○星野委員　だからそれをやはり聞いて。

○中村委員　それをどういうふうな……

○星野委員　どういう要望があったりとか。

○中村委員　一般の家庭でベビーシッターということは、高額を払う家庭という解釈でいいんですか。

○齊藤委員　これ基本的に、いろいろな捉え方があるですけれども、普通のごく一般の家庭がベースでやっていくというのもありますし、例えばシングル、今はシングルは言わないかな、独り親家庭でも全然オーダーがあって、保育ニーズ自体は子供が減ったので、保育園はもう今度空いていくんですけれども、そこに預けなければならないというところを、自宅で何とかならないかというところもかなえるのに、東京ではもうこれが普通に助成制度が始まってやっているんです。

その上限は市のサイズでやればいいだけであって、保育のニーズの選択肢を増やすということで今回をやられている方、元々保育士でやっていた人がフリーランスになって、同じく保育士の免許を持っている方々と組んでやっていくと言ってました。

本当に、双子ちゃんとかと出かけたいときに、預けたいんだけれども、準備するのが大変だから来てもらいたいというときもあれば、病児・病後児保育も、風邪引いていても預けられない、片方は連れて行かなきゃならなくて、片方は家に置いとかないといけないという過酷な状況があるときにも、シッターさんがいれば、そこを見てあげられるというところもあるということで。

いろいろな枠、今、市がやっている施策に対して、この枠が果たして入れるかということなんですけれども、保育園ではないので、使える方々がどういうふうに捉えていくかということ。

○中村委員　それに対応するために、理解と、補助金を出せというわけですね。

○齊藤委員　使いやすくしてあげる。

○中村委員　制度を作れと。

○齊藤委員　そうです。そういう発想。

○中村委員　各家庭で使いたければ、要するに、１日預かれば１万5,000円ぐらいかかるものを、5,000円ぐらい補助金を出してくれという話ですか。

○齊藤委員　5,000円まで多分いかないと思うんですけれども、何か東京のほうを見たら、上限が288時間で、１時間当たり2,500円とか、そういうふうにやっているらしいのです。都心型だと金が向こうはあるので、こっちでも気持ちがあれば使いやすくなるのではないかという話で。

　ベビーシッターという考えにいっちゃうと、今みたく僕らもアメリカで映画を観るような……

○中村委員　富裕層。

○齊藤委員　そうそう、富裕層が……

○中村委員　富裕層がみんな利用しているというイメージがあるから。

○齊藤委員　はい。なくても結構という話なんですね。都市型で美知太郎市長は移住者が増えてきているということで、東京から来る人が結構多くて、そういった制度があるというのも、都市型には合っているというところも、全て兼ね備えるという意味では、考える余地があってもいいんじゃないのかという話なんですよね。

○佐藤委員長　　今後のタイムスケジュール……

○齊藤委員　それはまた個人から聞いていただくということで。

　僕も最初これを聞いてびっくりしたんです。ベビーシッターですかと、思わず言っちゃったんです。

○中村委員　ずいぶん勇気ある人がいるね。

○齊藤委員　めっちゃしっかりしていますよ。

○中村委員　商売成り立つのかね、これね。

○齊藤委員　参考人招致で……

○中村委員　訪問介護でさえも、今回の殺人事件があって、今度自治体で入る場合には、同伴する人間の補助金出せということで今、始まったわけです。独りで行かすんじゃないと。これ、ベビーシッターだって、独りで何あるか分からないじゃない。

○齊藤委員　どっちもどっちになっちゃうんですよね。だから、逆に子供を見に行くって、この人がプロで行かないと、すごいリスクなんですよ。人の家に上がって、物を盗られたなんて言われちゃった日には、大変だと言うし。

○中村委員　そうでなくても、今、年寄りが万が一いたとしても、いじめに来たとか、泥棒に来たとか、本当に人ごとじゃない感じなの、今。うちらの郵便局もそうですからね。どうしたって、家に帰ってきたら、盗られたという話だから。もう防犯カメラをびしっと付けて、出し入れはみんなきちんとして、そのぐらいに今、家族で来るんですよ。うちのおばあちゃんは、盗られたんじゃないかと。現実にそういう話です。

○齊藤委員　それはだから、痴呆が入っているということでしょう。

○中村委員　違うの、自然と、年取ってくるとそうなってくる可能性がみんなある。

○齊藤委員　ありますよ。証拠を残さなきゃならないからね。

○中村委員　全部防犯カメラで証拠で、だからきちんと防犯カメラは今、半端じゃないですから。

　そういう時代に入っちゃっているので。

○星野委員　委員長、進めていただいて。

○中村委員　だって、見ていないところでせっかんしていたという、外国でよくあったでしょう。やかましいのでたたいていたと。

○佐藤委員長　陳情第２号については、２日目の時間にやることになっていますので、それについて今、協議いただいたものを踏まえて、参考人招致または執行部の招致を行うかどうかについて、皆さんの御意見をいただければと思います。

○齊藤委員　一番最後の要望事項は、読んでくれればいいんですけれども、一番最後に要望事項が書いてあるんですね。３つ。利用助成制度を創設し

てもらえないかということと、一時預かり、病児・病後児対応、保護者の心身負担軽減を目的とした利用についても助成対象を含めるということで、ベビーシッターはぜいたくをするための機能ではないというふうに捉えないと、ちょっと角度が変わっちゃうので。

これ、言ったとおり、市内の登録事業者の活用と利用上限の設定、所得状況に応じた助成、こういったふうにしているので、ふだん普通にしているという、表現は悪いですけれども、その御家庭以外でも使えるようにはしていきたい。

ただ、子供の面倒を見たくないからずっと預かってねとなってくると、また趣旨が変わっちゃうので、そこは多分しっかりとプロなので分かっているとは思うんですけれども、こういった制度があってもいいんじゃないのかというはしりなので、御検討いただければという話で多分言ってくると思います。

○佐藤委員長　詳細については、審査のほう、２日目１個しかないので、そのときにやるということで、参考人招致を行うかどうかなんですけれども、当日どう対応しますか。

○齊藤委員　お願いします。

○佐藤委員長　執行部については、どうしますか。

○齊藤委員　執行部は別に呼ばなくてもいいんじゃないか。

○中村委員　制度がないんだものね。分からないもんね。説明のしようがない。

○佐藤委員長　では、参考人は招致ということで、では、そちらの調整をお願いします。

では、⑶の陳情第２号については、終了いたします。

続いて、⑷の行政視察についての協議について、これにつきましては、事務局のほうから説明をお願いします。

○黒沢書記　（行政視察について説明。）

○佐藤委員長　ただいま行政視察については、事務局から説明がありました。

皆さんのほうから、これについて何かございましたらお願いします。

今、説明があったとおり、決定したのは３つということで、あと今調整しているのが２つあるということで、そのことは今説明あったとおり、スケジュール的に新たにということは無理だということになっていますので、そのように調整してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、事務局のほうで今説明があったとおりに進めていただくように、よろしくお願いをいたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○佐藤委員長　続きまして、その他に入ります。

皆様のほうから何かございますか、その他で。

○齊藤委員　戻っていいですか。

正副でやるというから、言うと失礼なんですけれども、７月７日の午後が全部蹴っ飛ばされちゃってなしですとなったときに、金子さんが言ってくださった、何かあったじゃない、遊び場みたいなもの。

○金子委員　子どもの楽園。

○齊藤委員　そうそう。美術館ではないですからね。あれは別に寄ることがあってもいいんだよね、最悪ね、説明がなくてもね。

○黒沢書記　そうですね。時間が空いているだけになるので。

○齊藤委員　そうだよね。だから行くのもありだよねという話。

○黒沢書記　アポイントを取ることについては、これも京都市会事務局を通しての依頼になってしまうと日数もかかってしまうので、先方の負担を考えると、行って現地をただ見るだけのような形になってしまうかと思うんですが、そういった対応であればできるかなと。

○齊藤委員　最悪ね。

○黒沢書記　はい。

○齊藤委員　入れないと、これ３つだけになっちゃうから。最悪の場合。

○金子委員　それもこの間、我々の会派で、三重県でそれに似たところを、ちょうど似ているようなところを視察してきたんですよ。ちゃんと向こうの人の案内、説明はもちろんついて、物すごくいろいろ参考になったので、空いたときには、そこもなかなか参考になると思うので、一応提案してみたのです。

○齊藤委員　順番で行くと、返信がいつ来るか分からないという状態なんですか。

○黒沢書記　そうですね。京都市会のように、視察を今お願いしているところでして、向こうの教育委員長のほうから、改めてそこを見たい理由を教えてくれということで、京都市会のほうから連絡がありまして。

○齊藤委員　それは呉竹のほうですか。

○黒沢書記　呉竹でして、もし呉竹がだめだった場合というか、ほかの学校も候補に上がっているかどうかというところも聞かれたので、高倉小学校のほうも一緒に見るというか、一緒に添えて回答のほうは今させていただきましたので、結果待ちという形になります。

○齊藤委員　一番最初、ちょこっと言っていた御所南小学校も、廣瀬先生という林さんと俺で知っている宇都宮大学の教授だった人が紹介してくれたんですけれども、御所南は何か当日、どこだっけか……

○林副委員長　広島。

○齊藤委員　広島の県教委が同じ時間に来ちゃうから、１日いると言ってました。研究か何かで。

なので、月曜日がだめになっちゃった。だから、始発でごめんねという話が今ない状態なんですけれども、そうしたら、それでは申し訳ないからと言って、それと似たような学校が高倉小学校というところで、そこは御所南の校長先生が高倉の校長には言っておくからと話をしていたと、これは水面下の話なんですけれどもね。

今、聞いてもらっていて、教育委員会から何で行きたいのかというのが大変だったものですけれども、どちらもコミュニティスクールで、大規模校で対応をしているバージョンと、この美山は小さい、本当に小さい学校だけれども、子供一人一人が社会の人と全部つながっているという、すごい対極的なので、本当は２つ見られるとよかったのですけれども、今その片割れしかないという話なので、うまくいけば入ってくれれば見比べられるので、どっちもすごいんです。楽しみにしてるんです。

２日目か１日目か、今分かんないんですけれども、ただ、呉竹は今、どちらで聞いているの、７で聞いているの。

○黒沢書記　今、第１希望が７日です。

○齊藤委員　ということなので、多分、前の日の月曜日は県教委が来るから教育委員会は忙しいとなると、飛ばされちゃうんじゃないのかなとは思っているので、そのときは仕方ないかなとは思っています。

呉竹さんも駄目だと言われたら、高倉だけが後ろのやり取りでいけるかどうかだけなんですけれども、学校の先生とかがいいよと言えば、申請だけ出せば通るというのもなきにしもあらずなんだ

けどね。

○平山委員　あまり負担をかけないでね。

○佐藤委員長　では、先ほどから出ましたように、空きがないようにということで調整しているので、それについてはまだ結果が来ていないようです。

○齊藤委員　そうですね。待つしかないですね。

○佐藤委員長　それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、それでよろしくお願いします。

その他、皆さんのほうから何かございましたら。

○齊藤委員　美術館入れちゃいますか。

○佐藤委員長　何かありませんか。

その他出てきたら、また聞きますので。

先日、５月29日に正副委員長会議が開催されまして、そのときの協議事項についてお知らせをいたします。

まず、行政視察でのレンタカー使用についてということで、それについてのレンタカーの使用はできないということで、その理由については、会派だと自分で運転するんですけれども、行政視察の場合、事務局が運転するので、もし何かあったときの責任の所在ということで、交通機関については、そのときのレンタカーは使用できないということで決定しております。

あと、ミッションロードマップについてなんですけれども、各常任委員会でテーマが決まっていますが、当常任委員会については、困難を抱える女性への支援と、地域と学校の連携・協働の在り方ということで、それについては一貫して変わっていないですけれども、それをいつ発表するかということなんですけれども、予算の絡むものについては、それにできるときに中間報告をするということになる、最終報告があるんですけれども、今後の予定といたしましては、市の困難を抱える女性の実態調査については、各課所管　　と、あとはそれに関係する民間の支援団体、ほかの先進事例等や比較検討するということで、あとは議員提案のケアラー支援に関する条例の制定に向けた勉強会、あとは地域と学校の連携に関する調査研究ということで、今後のタイムスケジュールに載せたいと思うんですけれども、それについて皆さんのほうから御意見がありましたら。

○林副委員長　ミッションロードマップに落とすのは委員長の仕事で、それを皆さんがスケジュールを共通理解することが……

○佐藤委員長　タイムスケジュールのほうに報告、先に議会中に仕事をやらなきゃならないので、以上のようなタイムスケジュールでよろしいかどうかですね。

それとも、もっと研究期間を延ばすとか、いろいろあるんですけれども。

○齊藤委員　表がないと、みんなは何を言っているか分からない。表はないの。

○佐藤委員長　あります。配信しています。タイムスケジュールですよね。

○齊藤委員　そう。黄色のラインのもの。

○林副委員長　私が作ったものを星さんが直したもの。

○齊藤委員　それはまた別。

○林副委員長　それもまた、直したものが来た。これに入れてねというのを。

○齊藤委員　それは多分、常任委員会では多分それじゃないと思う。

○林副委員長　それに入れろと言われた。

○齊藤委員　それでは作るのが大変じゃない。

○佐藤委員長　正副の会議では、そう言っていました。

○齊藤委員　黄色いほうに入れて……

○林副委員長　私が一番最初に作った難しいほうは、なしにして……

○齊藤委員　そうそう。

○林副委員長　その後に、改版のもの……

○齊藤委員　黄色いものでなくて。

○林副委員長　黄色。

○齊藤委員　それ。

○林副委員長　それに線を入れて色分けできるようにした。

○齊藤委員　そういうことね。

ひょっとしたら、正副委員長……まだ直っていないバージョン、これです、これ。スケジュールというのがある、見られた。

○佐藤委員長　委員会スケジュールね。

○齊藤委員　これです。

簡単に言うと、元々これ議会活性化でやってくれという話をしていて、自分たちの委員会で今、何をやっているかが、実は委員も分かっていないという話なので、あとは市民の方が常任委員会って報告しかいつも見ていないんですよ。どこどこへ視察してきた、あと提案、提言書まで今やっているから、そのダブルはあるんですけれども、現在進行形がないということで、昔からこのミッションロードマップみたいなのをやらないかという話がずっと継続していた中だったんです。

去年も言っていたんですけれども、１年経過しちゃったので、僕が待ちきれなくて頑張ってやろうという話になって、極端な話、上の段はもう去年ですから。今年は下になるんですけれども、ここに委員会が何をするかを書くのを正副に任せてやっていくという話でいいかというのを今聞いているだけなので、極端な話。

一つは、副委員長とかがいて、僕もやらせてもらったケアラーの条例を作るのにも、この予定でいくと３月には提案できないと間に合わないわけじゃないですか。その中でこのマップをある程度意見交換とか書いていくと、何をやっているんだっけというのがみんなが分かる。

それを正副に一任でいいと思うんですけれども、それを作ってもらって、俺らが後で見ればいいんじゃないか。

○佐藤委員長　そうですね。それについては先ほど説明したとおりに、今後、具体的にはもう説明なんですけれども、今、フォーマットのほうが送られてきていますので、それに書き込んだものを皆さんに提示して、それについてオーケーが出れば、正式に送るという形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　では、すぐそれは作りますので。

では、それを作ったら、皆さんのほうへ提示して、もし、それで何か伝えたいことがあれば、それで最終版にして送るという形でよろしいですか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○佐藤委員長　それでは、よろしくお願いをいたします。

（事務連絡。）

○佐藤委員長　何か皆さんのほうから、その他で何かございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

――――――――――――◇――――――――――――

◎閉会の宣告

○佐藤委員長　以上をもちまして、本日の常任委員会は閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会　午前１１時５１分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和８年６月１６日（火曜日）午前１０時０２分開会

出席委員（８名）

委員長	佐藤一則	副委員長	林　美幸
委員	松野真弓	委員	星野健二
委員	齊藤誠之	委員	平山　武
委員	中村芳隆	委員	金子哲也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長	押久保　昭	健康増進課長	相馬和男
健康増進課長補佐兼健康増進係長	大島圭子	健康増進係主査（係長級）	阿久津　梢
保健予防係長	阿久津宏介	子ども未来部長	松本仁一
子育て支援課長	井上早人	子育て支援課長補佐	瀧　靖子
子ども福祉係長	髙野桃子	給付係長	飯泉祐司
本庁舎担当副主幹	小山田良子	保育課長	北村議徳
保育課長補佐兼給付係長	上野純宏	企画係長	佐藤竜一
管理係長	鎌田栄治	管理係主幹	伊藤悦子
管理係副主幹	岩谷由理	教育部長	後藤明美
教育総務課長	小池雅之	教育総務課長補佐	大森美香
総務係長	島田　直	総務係副主幹	石川敦史
給食係長	室井理恵	学校施設係長	藤城大幹
黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長	飯村裕之	共英学校給食共同調理場長兼業務係長	伊藤　靖
学校教育課長	磯　泰弘	学校教育課副参事	金子　章

学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長	髙野幸大	学校指導係長	植木　智
学校みらい係長	三浦和哉	児童生徒サポートセンター所長	後藤千津子
児童生徒サポートセンター所長補佐	星　政明	児童生徒サポートセンター児童生徒係長	三山真奈美

出席議会事務局職員

事務局長	平井克巳	課長	岩波ひろみ
書記	黒沢大輔		

議事日程

１．開　会

２．委員長挨拶

３．審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第４１号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第４１号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

〔保健福祉部〕

・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第４１号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

〔子ども未来部〕

・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第４１号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第４１号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

〔陳情審査〕

・陳情第１号　放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情

開会　午前１０時０２分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長　皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから６月定例会議の福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は８名でございます。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくこと、明瞭な質疑をいただくようお願いをいたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとします。

本定例会議におきまして、当常任委員会に付託された案件は、継続審査中の陳情１件、新たに受理された陳情１件の計２件であります。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件１件であります。これらの案件につきまして、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたらお申し出ください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

―――――――――――◇―――――――――――

◎教育部の審査

○佐藤委員長　これより教育部の審査を行います。

初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。

○後藤教育部長　（挨拶。）

○佐藤委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎教育総務課の審査

○佐藤委員長　ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小池教育総務課長　（議案第41号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長　今御説明いただきましたこの学校施設整備基金積立てのこの予算は、学校で急な何らかの故障や整備が必要となった部分に充てるお金という理解でよろしいですか。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　緊急の場合の修繕等に充てることもあるかとは思いますが、時には施設整備には高額の予算がかかりますので、補助や交付金を使った上でなお市の負担となる部分に、計画的にというか、少しずつ充てながら使っていくという

ふうなところが一般的かと思います。

○佐藤委員長　ほかにございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員　先ほど、７年度に交付が決定したので８年度の予算を削るという話だったんですけれども、歳出のほうにいくと、遮熱工事とかと書いてあるんですけれども、これ工事の内容が遮熱工事であって、エアコンとはまた別という解釈でいいんですか、これ。

これ、体育館の空調が入っていて、僕は、校舎の改修の採択が、実際最初、昨年度の最初下りなくて、それで駄目だと言っていたのが、もう一度チャレンジできるという話で、今年の当初でついたはずなんですけれども、それが令和７年度について、で、債務負担行為組むんですけれども。

実際、工事の内容としては、そこにさらに空調がくっついたという解釈でいいんですかね、これ。それ、もう全部それで国に言っていた。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　ちょっとややこしいんですが、三島中学校の校舎の長寿命化改修工事については、こちらは校舎等の長寿命化改修工事になりますので、いわゆるもう一個の、中学校の学校体育館の空調整備の工事とは、同じ交付金が対象になるんですが、別でございまして、三島中学校の体育館の空調に関しては、既に昨年度設計、今年度施工の中で整備中でございますので、こちらの長寿命化計画の中では、体育館の改修とか、体育館の空調とか遮熱工事というのは含まれていないです。

○齊藤委員　ちょっとごめんなさい。俺が理解できなかった。

工事の設計は、今もう実際工事始まっていますものね。

○小池教育総務課長　三島中のことですか。

○齊藤委員　そうそう、三島中の。

エアコン、一回置いておいて。

校舎のやつが最初補助金取れなかったんですよね、昨年度ね。一旦ね。で、一回、そのときもう消して、終わったと。で、１年待ちますと言っていたら、今年３月に８年度の当初で予算計上してやっていたんだけれども、急遽７年度の３月までに採択できたから、前の年度で計上したので、今その分は削りますと聞いたんですけれども、そこにこのエアコンのもくっついちゃっているので、僕もちょっと理解ができなかったんですけれども。

これ、もうちょっと、では詳しく説明してもらっていいですか。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　昨年のこの時期に、昨年度の令和７年度当初には一旦不採択になっていましたので、令和７年度当初予算で計上していたものは、一旦この後の補正で全て削除しました。

令和７年度の補正で国の募集がありましたので、そこに採択されるのに手を挙げて、それで令和８年３月に７年度の補正予算として改めて工事費を計上したところです。

並行して、７年、８年度の当初予算でも計上していって、どちらの年度で採択になっても、国の年度に合わせて市の予算も歳出するということで両立ての状態になっていましたので、今は、７年度予算で。

実際に今、工事が始まっているとおっしゃったんですが、今やっているのは、仮設校舎の設置工事で、これがおおむね９月頃までで設置が終わりますので、その後、９月からのおよそ１年間の工事で長寿命化改修工事に入る予定です。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　分かりました。

それで、エアコンも令和７年度で採択されたから、今年度のほうは全部入れると、この６億

9,400万円を削るということでいいということですね、そうしたらね。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　そのとおりです。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　例えばなんですけれども、このお金返さずに、もうちょっと体育館つけちゃおうとかという、そんないやらしい考えはなかった。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　国の交付金を当てにすれば、やはりそれはちょっと難しくて。

また国のほうが、この後、ちょっと今年度の追加募集もにらんではいたんですが、ちょっと難しいかもしれないんですけれども、令和８年度の補正予算とかのタイミングで、また新たな、議会のほうでも前倒しについて検討中だということでお伝えしたとおり、少しでも早い年度で終了できるようにはこちらも考えていますが、この予算を充ててというところはちょっと難しいと考えています。

○齊藤委員　分かりました。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　了解いたしました。

ちょっと今ずれてしまったので申し訳ないんですけれども、そのぐらいの勢いでやっていくとなると、今、もう一度にらんでいるという話を聞いているので、それでよろしくお願いしたいと思います。

では、あともう１個です。

給付金のほう、奨学金ですね。２名足りなかったので、今年はそのまま40万円継続して募集しますというんですけれども、これ、どの辺に周知なさっているんですかね。

○佐藤委員長　係長。

○島田総務係長　基本的には、奨学金の周知につきましては、県内の、県北のまず高校を中心に周知をしておりまして、ただ、県央だったりとか、そういうところの私立だったり、県立の一部、学生が行っている、那須塩原市から通っている方がいらっしゃいますので、通っていそうなところには、直接行ってではないんですけれども郵送で送って、このようなことをやっていますよという取組は周知してございます。

また、コンビニですとか金融機関だとか、保護者の目につきやすいようなところにも、ポスターであるとかチラシを置いていったりとかということで周知はしているところでございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　でも、そこまでやっていて選ばれないということは、その給付の条件が、別なものをもらっているとこれが使えないとかという、そういうその内容はどうなんですかね。

○佐藤委員長　係長。

○島田総務係長　基本的には、この奨学金につきましては、ほかの奨学金との併用も可能ということにしてございますので、そこでのハードルが高いというところはないのかなとは思ってございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すみません。

これは給付だから、上げるだけでしょう。返さなくていいんですよね。何ででしょうね。

○佐藤委員長　係長。

○島田総務係長　もしかすると、社会経済的な情勢の中で、この給付金を出すのには所得制限というのをやはり設けておりまして、例えば片親だとか、そういうところに手厚くなるような奨学金になっているというところがございますので、例えば医療系、看護系というところで、なかなかそこを目指す学生が、所得が低い世帯だとなかなか難しいというところのハードルもあるのかなというとこ

ろでは考えております。

○齊藤委員　ありがとうございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　あと１個だけ、では。

これ、今言ってくれた医療系と看護系と言ったんですけれども、これ医療系なので、医療系はどこまでを言うんですか。

○佐藤委員長　係長。

○島田総務係長　基本的には、医療系とはしているものの、これは菅間、医療法人のほうから寄附を頂いているところなんですけれども、そちらの法人との中では、ある程度、最初は看護、医療、保育というところで、保育もそれやったところだったのですけれども、ちょっと保育はやはり除いてくれというところでしたので、病院で働くような方を対象にしている。放射線技師とか、そういうところは対象にしております。

○齊藤委員　分かりました。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　これ、関連なんですが、この医療系は、たしか令和７年度に、60万円で、３人に出ていたと思うんですね。令和７年度に１人しかいないということで、その150万円を繰り越すというわけではないですけれども、今回の令和８年度の当初予算では、たしかこの給付金はもうなくなっているということになっていて。

これ、今ここにきて、当初では上げずに、ここにきて補正で上げたという理由は何なんですか。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　奨学金のその受給者の選考のスケジュールとしては、年度末近くまでといいますか、１月とか２月とか３月とかにかけて、やはり進学先が絞れたり、受験が済んだりという時期にまでまたがるものですから、なかなか当初予算のほうに、時期にはまだ余ってしまう、１人しか決められないという事態がなかなか想定しにくいということもありまして、当初予算にはちょっと上げられなかったということになります。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　そうしますと、仮にこの令和８年度で、２名予定している１名が応募がなかった場合は、来年度もこのまま持ち越すという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　この給付型の奨学金の、どうしてもその性質上といいますか、寄附を原資にやっている、医療に従事する方の育成というところを趣旨とした寄附金を基にやっておりますので、なかなかほかのものに充ててしまうというふうなことは、寄附の趣旨に反してしまうのもありますので、極力、今年度に決めるというところはもちろんですけれども、決まらなかったとしても、なかなかほかに充ててしまうということには難しいのかなと考えております。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　では、要するに寄附してくださった方に返還をするということは考えずに、何とかこの奨学金の給付については、何とか消化したいという思いですね。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　そうですね。寄附者に返還するということは考えておらず、有効に使いたいと考えております。

○星野委員　了解です。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　先ほどの学校の設備費の件なんですが、緊急時の場合も含まれるから、計画を持っていったという説明だったかと思うんですが、この予算の中に執行される学校として、埼玉小学校の駐車場に関することやプールの改修が一回白紙に

なっているかと思うんですが、そこは救われているか教えてください。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　具体的に、埼玉小学校の駐車場整備という形でこの基金を充当するというふうな具体的な計画は、現在のところございません。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　そういった大規模なプールを壊して駐車場にするとか、大規模改修の場合は、ほかの、国からの予算を持ってこないとできないから充てられないのか伺います。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　そうですね。埼玉小学校の、どうしてもプールの解体を含めた整備工事になってくると思いますので、なかなかそこの今、その工事も高額になることが見込まれる中で、なかなか使えそうな交付金とか補助金等が見つからない、ない中で、埼玉小学校のプールの解体とか駐車場整備という計画自体が具体的になれば、当然その財政計画の中で基金から幾らとかというふうな計画は併せて検討することになりますが、まず、そこの計画が具体的になってこないと、ちょっとその先には行けないのかなと思っています。

○林副委員長　分かりました。

○佐藤委員長　松野委員。

○松野委員　その積立金にちょっと関連するんですけれども、今年度4,000万円ということなんですが、今までの総額はどのくらいになるのか教えていただけますか。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　基金の残高ということでよろしいでしょうか。

○松野委員　はい。

○小池教育総務課長　学校施設整備基金につきましては、予算ベースで、今年度当初が１億2,551万円ぐらいですので、そこに4,000万円、今年度、ふるさと基金のほうから積み立てるものも予定しております。

それから、あと工事のほうに歳出するものも予定しておりますので、予算ベースでいうと、今年入ってくるもの、使う予定のもので、この4,000万円というのを差引すると、およそ１億3,510万円ぐらいというのが残高になるかと思います。

○松野委員　ありがとうございます。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

林副委員長。

○林副委員長　予算執行計画書の５ページ、小学校教材設備費、4001事業の中で、図書購入費が波立小学校に使用されるということの説明だったんですが、波立小学校にした理由を教えてください。

○佐藤委員長　課長。

○小池教育総務課長　こちらについては、市内の企業さんから継続的に頂いているものでして、３年前から10万円ずつということで頂いています。学校図書の充実にということでしたので、場所が高林産業団地内にある企業さんなものですから、向こうとの調整の中で近隣の学校にというふうなことで、１年目が高林小学校、２年目が青木小学校、そして３年目ということで今、波立小学校というところで、先方のほうと相談しながら決めているところです。

○林副委員長　分かりました。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時２９分

再開　午前１０時４１分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長　ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○磯学校教育課長　（議案第41号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員　すみません。

歳入のところをちょっと聞き逃してしまったんですけれども、歳入の、どこかから寄附頂いたと言ったのでしたか。それ、もう一回経緯をお願いします。

○佐藤委員長　係長。

○植木学校指導係長　御寄附のほうは２社から頂戴いたしました。１社は、市内に立地されているサンリッチスズキ様という企業様から１万円頂戴しまして、もう１社につきましては、高林産業団地に立地しているミスズライフさんのほうから10万円御寄附頂いた次第でございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　先ほどの教育総務課の中では、何か地元の学校をぐるぐる回しているんだと言っていたんですけれども、今回、プリズムに入れられるというのは、どういう経緯なのかなというのをちょ

っと聞かせてもらいたい。

○佐藤委員長　係長。

○植木学校指導係長　もともと立地する工場付近の３小学校に寄附という話でいただいたんですけれども、この３月、ちょっと私のほうも、今までこうした経過がありましたので、工場さんに御案内したところ、不登校とかそういった支援に大変関心を持たれている工場様で、それはぜひプリズムのほうに、大至急お金を工面するので寄附させてほしいという、工場のほうから御依頼があった次第でございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すみません。

学びの多様化学校なので、学校には合わないけれども、学びに行きたいという児童とか生徒さんが来ると思うんですけれども、こういったときは、学校の図書文書は、先生たちが見込んだものを提供するのか、あるいは、子供たちに相談してこういうものを買ってみるとか、その手法的にはどんなのを考えていますかね。

○佐藤委員長　課長。

○磯学校教育課長　今回、学びの多様化学校のほうで図書の購入費ということなので、基本、学校のほうと同じように、やはり子供たちの希望に沿うような図書の種類とか、そういったものなんかはある程度把握した上で購入するものかなと思っています。

○齊藤委員　いいことだと思います。

以上でございます。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時１４分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎保健福祉部の審査

○佐藤委員長　これより保健福祉部の審査を行いま

す。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をよろしくお願いします。

部長。

○押久保保健福祉部長　（挨拶。）

○佐藤委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎健康増進課の審査

○佐藤委員長　ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬健康増進課長　（議案第41号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員　すみません。最後の説明がちょっと分かりづらかったんですけれども、火曜日から金曜日は８時半から23時で、土日は７時から23時。月曜日は休館と言っていたけれども、今度は月曜日は８時半から９時半と言ったやつがごっちゃになっちゃったんですけれども。そこをもう一回お願いします。

○佐藤委員長　課長。

○相馬健康増進課長　健康長寿センターは、今回、長寿の湯にちょっとスポットを当ててお話ししましたが、ほかに社会福祉協議会という団体が入っています。また、私どもの所管施設である西那須野保健センターという施設も入っています。

ここにつきましては、月曜日もオープンというか、業務はしておりますので、施設全体としてはそのようなことで開く必要があるところでございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　そうすると、でも、今回の増額分はゆつむぎ分だけで、月曜日の部分は関係ないと思っちゃっていいんですよね。

○佐藤委員長　課長。

○相馬健康増進課長　はい。そのようなことで結構でございます。

○齊藤委員　こんがらがりましたから。

分かりました。ということでした。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員　ごめんなさい、すみません。では、１個だけ。

多分、ずっと今委託で入られている会社さんが継続してこれを追加で発注受けると思うんですけれども、ゆつむぎさんとの関係は大丈夫なんですか。

○佐藤委員長　課長。

○相馬健康増進課長　関係はということで、良好というか、うまく、これはやってもらうしかない。

まあ、施設全体としては、例えば空調であったりとか、例えば自動ドアの施錠開錠とか、あと施設全体の駐車場への出入口のチェーン張りとか、

そういったところもやっていますし、清掃作業とか、そういった全体をやってもらっています。

その中の一部に長寿の湯というところがあるので、そこに対しては、施設全体側とすれば、例えば空調関係、冷房であったりポンプであったり、お湯であったり水とかですね。そういったものも供給しているということになりますので、一体的にそういったところは管理をしておりますので、その中に入っていただくゆつむぎさんとはうまくやり取りをしながら運営してもらうというふうに考えています。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　さっきの時間は、開館に合わせてずらすと言ったんですけれども、例えば23時までで施錠するんですか。ゆつむぎの施錠をするとなると、館自体を施錠するのはもっと遅くならないんですか。

○佐藤委員長　課長。

○相馬健康増進課長　現場現場でその日その日というちょっと動きもあるとは思うんですが、基本的にはやっぱり23時で閉めたいなというふうには。

○齊藤委員　完全クローズ。

○相馬健康増進課長　クローズしたいなとは思っています。

今回の補正のほうにつきましても、今委託をかける業者のほうに、こういうことでやりたいんだというようなお話をして、積算上、見積りが上がってくるんですけれども、積算上はやっぱり23時の部分までで大丈夫ですよというふうなお話もあって、予算上もそのような形で積算をして計上したと、そんなところがございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　そうすると、ゆつむぎさんの時間は、少なからずお風呂出て帰る人まで入れると、10時ぐらいで終わるとか、そういう感じなんですかね。ちょっと。

○佐藤委員長　係長。

○阿久津保健予防係長　ゆつむぎ様のほうで、目下23時を目標にということで、開館時間を今回補正予算させていただいたんですけれども、施設につきましては、基本23時までの維持管理ということで補正させていただいたのは、館内にある利用者が23時までには身支度を整えて、ある程度出ていただくという想定をしております。

実際、ゆつむぎさんにつきましては、その後館内の中で閉店作業が入ってきます。清掃もございますというところで、その後、例えば門扉は一応施錠しても、ゆつむぎ職員はその後に、御自身に貸与する鍵で開け閉めをして出て行くということになります。

その上、利用者の施錠は、まず23時段階にとして入って来れないようにするという管理をさせていただければと考えております。

○齊藤委員　分かりづらい。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　これ、市役所で例えると、４時で今は閉めてしまいますよね。だけれども、中に残っている人は、お話しをしていたら６時半ぐらいになるわけですよ。

では、お風呂に22時30分に来た人が、まあ、ゆっくり入って出てきて、23時になって施錠はしますけれども、中に残っているじゃないですか。その人はどうするんですか。

○佐藤委員長　係長。

○阿久津保健予防係長　こちら、先ほど申し上げましたとおり、少し弾力的な理由にはなると思います。

ひとまず23時閉館というところは、利用者に向けては御案内させていただく形にはなりますが、実際、利用の中で、少し時間がずれて利用になっ

た方については、例えば健康長寿センター、今３か所門扉がございます。細かく４か所ございます中で、１か所ないしは２か所を除いて施錠をして、その方が出たらさらに施錠をするという管理ができることを考えております。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　分かりました。

では、そのゆつむぎの運営は一旦置いておいて、とにかく管理者にやる時間はこの時間ですというものを予算で計上しているという考えでいいですね。

分かりました。

もう１個。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　先ほど、一番最初に戻るんですけれども、当時、指定管理として長寿センターを運営させていた事業者さんが多分まだやられているんじゃないのかなと思うんですね。私、当時質問させていただいて、あの人たちは、来客に対してポジティブではなかったという解釈を僕が持っていて、なので、1,000人来ようが2,000人来ようが赤字と言われて、市長に言われて、一回クローズしたわけですよね。

今回、やる気がある若者がせっかく来ているのに、昔からいる方々が、管の扱いは慣れているからといって、例えばですよ、威圧的な態度でそんなのはこうしろ、ああしろというのを心配しているんですよ、僕は。

そうじゃないですか。だって、指定管理者は、お金はもらえて、管理しておけばいいという話だったから、お客さんが呼べなかったわけですよ。呼ぼうとしなかったわけです。呼んでもいいわけですから。だけれども、指定管理でお金もらえるので、それ以上の背伸びはしなくていいんですよね。それの結果で、昔、私は質問していたんです。

今回は全く違って、部長が言ってくれたけれども、市民の要望が大きかったから受け止めていただいて、開いていただいて、これ物すごく感謝しているんですけれども、ただ、管理運営している方々は昔からいる人たちというのだけはしっかりと頭に置いておかないと、うちらはこれだけやっているんだからいいんだという、こういう人たちと若者がぶつかると、どうしても若者のほうが、やっぱり先に生きている人たちに敵わないところがあるので、そこはちょっと目を光らせてもらいらいたいなという意味で聞かせていただいたので、仲良くやってくれという簡単なレベルではないと思っているんですよ。同じ人がやっていればの話なんですけれども。

これ、別にその人を誹謗中傷しているわけではないんですが、そういった経緯があるし、今後、皆さんで応援してやっていかなければ、市のほうは、独立採算だから面倒は見ないと言っているから、相当な覚悟でやる中で、その管理運営者とゆつむぎ側がぶつかってしまうというのは、これはちょっとすごくもったいないと思うので、ちょっとその辺は大丈夫なんですかとお聞きをしたんですけれども。

そういった調査というのは、一方的にやるんではなくて、例えば、たまに合わせてやってみたりとか、そういったのは考えてやっていくつもりはないですか。

○佐藤委員長　課長。

○相馬健康増進課長　調査として、ゆつむぎと今入っている施設の管理、業務委託の会社、私どものほうで、それぞれにやるのではなくて、今も、特に担当の係長なんかが３者できちっと、委託業者とゆつむぎというような形で打合せをしたりとか、そんなこともしていますので、そういった場面の中で、過去こういうことがあったというのは、今、

委員おっしゃったような話とか、そんなところも聞いているということから、慎重に取扱うとか。

ただ、ちょっとやっぱり、ちょっと若干あれなんですけれども、物の管理として、どこかで時間でやったりとか、これはよくありませんよとか、ここまではいいですよというのを、どこかでやっぱり管理の部分では線引きはしなければならない。そこの部分はやっぱり、そこは抑えた上で、うまく関係性を構築していただいて、運営。お客さんがやっぱり入って、喜んで入っていただくような施設、そんなところに向けてのところを、何かの場面でやっぱり私のほうからもお伝えはしたいなというふうに思いました。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すみません、長くて。

おっしゃるとおりで、それ、経営層同士だったら、きれいに話行くんですよ。やるのは働いている人たちになるんですね。だから、急に言葉が伝わらなくなってしまう。ゆつむぎで売ったものを、施設から出た先に、利用者がごみを投げていった。例えばそういう想定をしたときに、こういうの困るんだよと、直接内部で多分始まると思うんですよね。だから、その辺のルールづくりも細かく見ていかないと、なぜ前回指定管理であそこまで人が入らなくなったのかというところを、よく市としては置いておかないと、7,000万円も出してくれるわけですから、それ以上の対価を取らなければいけないので、なので、そこの部分は経営層同士の話合いではなくて、下にちゃんと落っことして話をしてくれないと。

結構、お年を召した方々がその管理運営に入っている方が多いので、結構やっぱり意志が固い方とかもいらっしゃると思いますし、直接従業員同士がやり合っちゃうという、これ一番大変なんですよね。なので、その辺もうちょっと、最初のうちは伴走してあげてほしいなと思いますという意見になってしまったんですけれども、以上でございます。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さん質疑ございませんか。

星野委員。

○星野委員　齊藤委員の、夜の23時とかということで、時間が延長されるということなんですけれども、最終的にこの164万7,000円の管理運営費の積算根拠を具体的に教えていただければと思います。

○佐藤委員長　係長。

○阿久津保健予防係長　こちらの積算根拠ということになりますが、基本的には、今、既存の施設維持管理業務に人件費分を上乗せするという立てつけでございます。

先ほど申し上げました予定においても、今、開館の時間の中から漏れるもの、早朝の時間ですとか夜間の時間、こういう部分の人件費について、特に夜間ですと割増し料金等もございますので、そういった計算を掛け合わせまして金額を積算しております。

今のところですと７月26日はプレオープンとなりますので、今年度と単年度で計算していくものについては、７月26日から３月31日まで、この中での各開館の時間、これの積算を計上させていただいた次第でございます。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　先ほど、すみません、説明が順々にということだったんですが。

要するに、早番、遅番、大体１名ぐらいですか、この人件費を見ているのは。

○佐藤委員長　係長。

○阿久津保健予防係長　基本、夜間につきましては、対応が施錠ですとか、館内見回りになりますので、これは１名を想定しております。

○佐藤委員長　ほかに委員から質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時４１分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長　これより子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をよろしくお願いします。

部長。

○松本子ども未来部長　（挨拶。）

○佐藤委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長　ただいまから子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○井上子育て支援課長　（議案第41号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長　今、御説明いただいた放課後児童クラブ管理運営費に23クラブの29の施設に補助という説明だったんですかね。ここは、基準の施設を運営する全体的予算に充てるんですか。

それとも、一部その中の細分化された人件費に充てるとか、何か細かい基準があるのかを教えてください。どの部分をどのように増やしているのか、細かいところを教えていただけますか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　こちらのほうは、国の補助メニューの中から今回増額になった８の補助について増額をするものになっております。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　その８の補助というのは、どのような８つの分野なのか教えてください。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　具体的に申しますと、児童数で算出する基本額、開所日に応じて加算する開所日数加算額と、続きまして、長期休暇支援加算額、こちらは長期休暇中に支援を新たに設けて運営する場合で、現在こちらは該当ございません。

４つ目が、１日長時間開所加算額、平日分ということで、こちらは６時間を超える時間の、超えて実施した場合の加算額になります。

次、５つ目が長時間開所加算額の長期休暇分ということで、こちらは１日８時間を超える場合の長期休業日に対しての補助額。

続きまして、６つ目が処遇改善事業、７つ目が小規模事業クラブ支援事業、８つ目が送迎支援事業、こちらの８つの事業になっています。

以上です。

○林副委員長　分かりました。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員　すみません、これ３分１ずつ、あとは市も払っていくと思うんですけれども、これ、国が上げなさいといったお金は努力義務なんですか。絶対やるものなのか、別にやらなくてもいいのか。その辺はどうなんですか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　国が示している基準額ということになりますので、絶対このとおりということではございません。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　例えば国が、計算は分からないですけれども0.015上げなさいといった場合に、市は、ゼロからその0.015の間のどこかを取って上げてもいいし、国が言ってきたけれども上げませんというのもありということでいいですか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　そのとおりです。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　これ、率的にはどのくらい、満額なんですか。国が言った満額で上げてあるんですか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　今回は、国の基準額に合わせたとおりです。

○齊藤委員　分かりました。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　１点、すみません。

当然、国、県、市で３分の１ずつあって、例えば国が、最高でマックスで、この補助額2,700万円、うちの場合だと2,700万円ありますけれども、国からは900、県900万円なんですけれども、うちは500万円しかやらないというのもありなんですか、そういうことは。そういうのはないですか。そういうふうな予算のつけ方はあるんですか。

○佐藤委員長　係長。

○髙野子ども福祉係長　国のほうに、それから県のほうに申請する場合には、こちらから払った実質支出額と基準どおりに算出した基準額を比べて低い額としているので、市から補助金として払う額が少なくなってくれれば、その分補助率、補助額も減ってくるという、そういった形になっています。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員　これ、残りの３分の１は、３分の１、３分の１、３分の１だから、残り１はどうしているんですか。それはないのか。

○佐藤委員長　課長。

○井上子育て支援課長　先ほど説明したとおり、今、委員が言うように３分の１ずつなので、残り３分の１は市の一般財源というふうな形で支出になります。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　そうすると、幾ら。300万円、900万円。３等分でしょう、だって。

○中村委員　そうすると、３等分だと2,710……

○齊藤委員　ああ、そういう意味だね。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○佐藤委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午前１１時５８分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎保育課の審査

○佐藤委員長　ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○北村保育課長　（議案第41号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長　私のちょっと理解が悪いのかもしれないですけれども、保育園の跡地の利活用は、もうどのようなものがどんな利活用をするか、もう決まっているということでよろしいですか。

○佐藤委員長　課長。

○北村保育課長　その事業者が旧園舎で取り組もうとしている事業の内容ということだと思うんですが、我々が聞いておりますのは、アクアポニックスといいまして、水耕栽培と水産養殖をつなげた新しい循環型の栽培システムを、そこでビジネスをやりたいというふうに聞いております。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　では、全く保育関係ではなく、民間業者が自分の事業をするという理解でいいですかね。

○北村保育課長　はい。

○林副委員長　分かりました。

○佐藤委員長　ほかには。

星野委員。

○星野委員　先ほど、この旧、一部は壊すんだけれども、あとは、最終的には、全部壊すのはその事業者が自分で。3,200万円の解体の予算を組んでいて、実際に3,200万円かからないというんですけれども、その残った金額を減額しないという、その理由は何ですか。

○佐藤委員長　課長。

○北村保育課長　事業者のほうからは、現在は、少なくとも使う必要がないと言われているのは、離れにある遊戯室、あとはプールが使わないよという話は聞いています。

あとは、そのほかにももっと細かい遊具をどうするのかとか、ここに出ている倉庫は使うのか使わないのかといった、そういった細かい部分の調整はまだされておりません。

ですから、現時点では、工事費のほうは大きくは盛っておいておきまして、実際は、設計する際は、当然そこまでは全然いかないとは思うんですが、その範囲の中で設計をして、確定した不用な額をどこかの補正予算で落っことすということで考えています。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　分かりました。

そうしますと、これ、不動産のほうでしてもらって、家賃は幾らでお貸しするのだと思うんですが、これ、この旧三島保育園、耐震とかそういうのは大丈夫なんですか。

○佐藤委員長　課長。

○北村保育課長　耐震は大丈夫です。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○佐藤委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　零時０５分

再開　午後　１時２５分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎陳情第１号の議員間討議、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、令和８年３月定例会議の継続審査となっております陳情第１号　放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情についてを議題といたします。

本件について、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員　すみません、この間、皆さんに、まだ中途半端に説明だったものの最終版が出来上がったので、今配信します。この間見たやつと多少違くて。

もう一度、その陳情者の２人組の片方が、国のこども家庭庁にお話しをして、詳細をちゃんと聞いてきたというお話でございます。

理屈は、150万の差は変わらないんですけれども、では、何が違かったんだというときに、というお話です。

この間言ったとおり、青が国で、赤が今の那須塩原の現状ということですね。要は、この間言ったとおり、紙で黄色くなったラインのバージョンに今回なっているので、例えば、国のほうの１番でいくと、基準額と総事業費。総事業費というのは全てひっくるめた決算書の決算額が総事業費。それと、国で定めている、先ほど言った学童の人数だったり、開所日数だったりというものが基準額。それを比べても、どう考えても採用額のほうが、採用額は基準額が勝ちますよね。

そこから、２番として、今度、基準額のその650万円から開所日数と長時間加算ベース100万円上ベースのものが入ったものと、総事業費から今度は寄附とかを頂いた値段の総額を比べるんです。

となると、運営費ベースは加算額ですよね。開所日数、長時間加算。さっきも補助金のベース上がりましたと言ったやつを加えると、例えばそれが100万円であったとなると、運営費ベースとし

ては基準額プラス加算額で750万円、片方は。

もう１個のほうは、先ほど言ったとおり、1,400万円という総事業費から、例えば500万円、いろんな企業から寄附もらっているとか、親の頂いている収入ですね。それを差っ引いたやつが350万円あったと仮定して1,050万円。では、これが低いほうはどっちだというと、また運営費ベースの750万円になります。

３番目が最後なんですが、採用額に今度その人件費分とその他加算を足していって、最終的に1,000万円になる。これが交付決定額の国のプロセスなんです。

那須塩原市のほうはといいますと、人件費のベースとなりますので、人件費のベースというのは、総人件費というものがあるんですけれども、総人件費は、先ほど市が出してくれている基準で頂いたお金プラス、例えばもうほかの、ＢとかＣとかＤのほかの事業所が何かボーナスを上げていて、すごい保育士さんうれしそうなんだよねという話が、例えば自分たちの事業所が聞いてきたら、この間、中村さんも言ってくれたんですけれども、借入れをしてまでして保育士さんをちょっと養ってあげたいということになったときに、例えば借入れして配ったものも含めて総人件費になっちゃうんですよね、人件費で使った場合。

国の基準だけをもらった額の人件費ではなくて、実際に支払った額が総人件費になるということなので、その総人件費から、先ほど誰か質疑してくれたと思うんですけれども、科目がありましたよね、覚えていますか、２から８を引くみたいな。あれの１番からの、那須塩原市がやっているサービスの部分をまず引いちゃうんですよ。開所日数から長時間加算から人件費分、その他の加算額というものをまず引いちゃうんです。これがもう独自のやり方というやつで。だから、いきなり500万円になっちゃうんです、これ。差額が。

それと、さっき言った、左側の国の基準額は変わりませんので、これでもういきなり差がついちゃうんですね。そうすると、500万円に決定すると。市の人件費の計算の500万円が残り、そこに、さっき言った２から８をもう一回足して、最終的に850万円になるという計算になります。

で、下の表を見てのとおり、1,000万円もらえる交付決定額に対して、那須塩原市の人件費ベースでやっていくと850万円になり、最終的に150万円の差が生じているというのが現状です。

この間、星野さんが言ってくれた、何で１万円しか変わらないんだというところなんですけれども、これをうまく説明したいんですが。

もう一回、昔の表にいくので、これ押してもらえますか。これ見せましたよね。

あっ、これじゃねえな。市のやつのがいいんだな。

もう一回出します。こっち開いてください。

市が計算したら変わらないよと言っていたところがあるじゃないですか。これ何でこんな１万円しか上がらないんだろうと思って聞いたら、さっき俺、赤い表のときに、総人件費と言った言葉覚えています。それが本来であれば、そこまでお金を払わない状態だったんだけれど、人件費相当分を使ってもいいよという言葉を受けて、結局、役員も含めた職員に、銀行から借入れして支払ってあげたんですって、200万円。

なので、借入れして総人件費が上がっちゃった分、もともと市の基準で計算している引き算をしても１万円しか変わらなくなっちゃった。だから、母数が上がっちゃったんですよ。

本来でいけば、例えば、この左が人件費と比較する額という、下の段の青い、ちょっと薄グレーの1,327万円ありますよね。右側に、児童クラブ

人件費総額1,300、713万円ありますよね。この1,300の300のところの約200万円を銀行から借入れして払ってあげちゃったんだって。国から、市からもらえない分、足してあげたいから、借りちゃったんだって。

なので、母数が上がると、引き算しても大差がないという話です。

これが、もう１つの事業者、あっとほーむの今井さんというほうの事業者にすると、毎年70万円差が出るんだと。もう15年なので、幾ら被害被っているんだという話になっちゃっているということなんですね。人件費だけで見ても。

ということなので、ちょっと、この間のあれがあったとおり、ちょっと意味分かりますかね。人件費と比較する額と、要は、総人件費の額が、本来であれば、ここが1,171万円ぐらいだったものを、去年の１年間で借入れをしてまでして保育の人たちに払ってあげた。ほかのお金を使えると思ったら、結局人件費しか使えないという話になって、人件費として使ったらしいんです。

なので、この１年の計算をすると１万3,000円しか変わらなくなっちゃう。引き算の分がない。

本来でいくと1,100万円しかないので、1,100万円分からいくと200万円の差があるでしょう。その200万円がもらえないまま来るので、ここが、下が213万円とかになるわけです。

なおかつ、人件費総額のほうを使われちゃうので、低いほうを使って計算されてしまう。

そこからさらに引いて、比べるので、常に低いほう低いほうの人件費ベースになってしまうと、もともと国が見ている基準からは追いつかないと、どうやっても。

これは、よその23あるクラブ、その２クラブみならず、ほかのクラブも多分、この計算が分かって、理解していないだけで、皆さん多分下がっちゃっているんじゃないかという話ですね。

〔「やりくりしているから」と言う人あり〕

○齊藤委員　はい。

それも、そのほか、ここに、上に書いてある処遇改善とか人件費とか、いろいろサービスの支援の加算があるみたいなんですけれども、那須塩原市は今のところやる気がないという話なので、基本、この上の２から８、９までの間のものしか出せないという話なんですね。

ということを含めてになりました。なので、簡単に言いますと、やっぱりこの計算のままいくと、ちょっと事業者としてはきついんではないのかなという考えに行き着くんですけれど。

先ほども言ったとおり、さっき通した2,700万円の予算の計上は、議会で議決したけれども、結果的に2,700万円分、全員23で割っていくわけではなくて、実績に伴った額になっていくので、あれはアッパーでそろえたけれども、支出はひょっとしたら、実績が低ければ2,000万とかに下がってしまうことなので、上げてあげているように見えて、最終的には上がった分、今度引かれちゃうんですよ、人件費から。引かれて低いほうにされちゃうので、結局もらえた分、引かれる額が大きいと、比べられる額がさらに下がるので、後から足されても全然プラスにならないという、こういうからくりがあるから、那須塩原市のほうは、国の理由を受けてアッパーで用意していますと堂々とは言えるけれども、実際、そこまで払わなくていいからというからくりにも見えてしまうという、そういう実情があるということですね。

分かりづらいと思うんですけれども、１番の基本額から、２、３、４、５、６、７、８、９とあったじゃないですか。その１番から最初に引いちゃうわけです、那須塩原市は。２から８の加算額

を。その引いた額が、基準額と比べる額になっちゃうので、国の基準額に絶対、逆に基準額が高くなってしまうんですよ。国の基準額、あらゆるものが入っている。だから、そこがさらに加算されて高くなると、さらにこの額が差がでかくなっちゃう。下がっちゃうわけですよ。

一回、基準額低くした後に比べ終わったら、今度もう一回、それを加算額に戻すので、全然もう追いつかないという話ですね。

これは別に、ほかの加算があるからではなくて、全く同じやり方でこういう決定のプロセスを踏んでいるということになるので。

もう一回戻しますけれども、いいですか、この値、那須塩原市のを見ると、総人件費というところから、その開所日数と長時間の加算、100万円と人件費とその他の加算額を一回引いちゃうんです。だから、850万円から350万円引いているから500万円ではないですか。これが、では、さっきの加算で2,700万円が入ったとしても、ひょっとしたら、この一番最初の開所日数以降のものに加算されていったとしたら、総人件費から引く額がもっと大きくなっちゃうんですよ。550万円とか。50万円加算したら、この赤ですね、250万円が300万円になったら、800万円から引くので、100万円プラス300万円になっちゃいます。そうすると、ここが500万円ではなくて450万円になるという計算ですね。

それプラス、さっき言った右側のこの国の基準額の650万円を比べるわけだから、さっきも星野さんか誰か説明していたらさ、基準額の低いほうを払うんでと言っていたではないですか。

だから、低い額がこれで言うと500万円だけれども、さっきの追加の国の補助金があったって、引き算がでっかければ、これがもっと下がっちゃう。それで、額が決定した後に、さっきの加算したやつをまた足し戻しているんですよね。そういうことなんです。

だから、いつ、どんなことをやっても基準額に追いつかないという。

○星野委員　例えば、稲見さんは、この近隣の大田原とか、そういうの、例えばこの支払いを国の基準でやっているのか、そこらへんは。

○齊藤委員　全部、国の基準です。

○星野委員　やっているのはね。

○齊藤委員　那須塩原市しかこれやっていない。

○星野委員　これやっていない。

○佐藤委員長　市の独自なんですね。

○齊藤委員　はい、という話なんです。

もう、それだけ本人が言っているぐらいだから、家庭庁に聞いても、ちょっと理解できませんと、やっぱり家庭庁も言っていると。どういう意味でそれをやっているのか分かりませんという話はされているということなので。

これは、やっぱりこの部分を念頭に置いて、最終的に皆さんに見てもらいたいのが、この陳情書のほうに戻ります。

この陳情の理由、最後ですね。陳情の理由が左側の最初のページのめくったところにあるんですけれども、補助対象経費の考え方について、国の示す基準の観点から、市の基準についても見直して、経費取扱いの拡充を検討していただきたいという部分でありながら、さらに、人件費以外にもという、⑵を通り過ぎて、⑶にいって、結びになるんですけれども、今説明したとおり、上記同様の課題が生じるため、民間事業者全体との十分な協議を行いながら、国の示す基準に沿った市の基準の見直しについて丁寧に検討していただくことをお願いしたいという内容になっているので、私的には、これ採択にしてあげたいという説明に結びついているんですけれどもという、ちょっと説

明しながらの意見になってしまって申し訳ないんですけれども、それでよろしいんでしょうかね。

私は、ちょっと採択してあげたいなと思いますので、皆さんの考えも聞かせてください。

○佐藤委員長　ただいま齊藤委員のほうから、懇切丁寧に、国の基準と市の基準が違うということで、その部分について今説明あったとおりに、陳情者のこれについてずれがあるということなんですけれども、これについて、ほかの委員の皆さんから何か御意見がございましたら。

○齊藤委員　別に、質疑でも何でも。

○佐藤委員長　意見でなくても、今、齊藤委員のほうから説明もありました、その前についての質疑でも結構ですので。

林副委員長。

○林副委員長　前回、執行部のほうに来ていただいたときに、では、なぜうちはこの那須塩原市オリジナルの計算方式なのかという質問をしたときに、執行部のほうでも、過去を遡っていったときに、原因が何でこのやり方になったのかちょっと分からないというところだったかと思うんですけれども。

では、比較してどっちがいいのかと言ったときには、多分、市は、何だかんだ今のやり方に、全て一番最適だとはもしかしたら思っていないんじゃないかなと思うんですが、原因が分からずこうなってしまったものを戻す理由がはっきりしていれば、国が示しているところになるのではないかなと思うので、私も賛成の方向で考えたいです。

意見です。すみません。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから何か御意見ございますか。

星野委員。

○星野委員　私も結論から言ったならば、やはり採択ということでいいのではないかと思うんですね。

よく陳情というのは、例えば、仮に稲見さんが、足らない150万円だけを補助してくれというふうに言っているのではなくて、きちっとした国の制度にのっとってやっていただきたいということでありますし、陳情でもその150万円をつけろとか言っているのではないので、国の基準にのっとって、そして検討していただきたいというふうになっていますから。

また、近隣を考えれば、国の基準にのっとって、各自治体が行っているものですから、これを採択ということを機に、執行部のほうでもう一度考えていただくきっかけになればいいのかなと思いますので、私もそういうことを含めて、採択でよろしいのかなと思います。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから何か御意見ございますか。

中村委員。

○中村委員　私ごとなんですが、ちょっと議長から聞いたやつで、解釈がなかなかできないんですが、分かろう、分かろうと思っているんですが。

正直言って、これこの間、部長に聞いたら、なぜこんなのをやっていたのかというと、思惑みたいな話で、不正がどうのこうのという話が一回出ましたよね。

○齊藤委員　そうだね。

○中村委員　そんな中から、こんなものを考えて出したんだろうという話はお聞きしたんですが。

まあ、それにしましても、これだけ乖離があるものを、那須塩原市独自でよくこれだけやってきたなという気がするんですが、これはもう10年ぐらい前にこれ、こういう補助制度になったのかね。

それとも、いつ頃なんでしょうか、これ。

○齊藤委員　平成23年と言っていましたよね。だから、15年前です。

○中村委員　15年前にこれをやって、これを受けた

方は、もうこれ10年目ですよね。この今の陳情を出した方は。

○齊藤委員　陳情を出した片方は、まだ全然、いやまだ始まったばっかりで、片方はもうそれ以上やっています。

○中村委員　この人はもっとやっている。

○齊藤委員　はい、あっとほーむさんはもっと長いです。

○中村委員　だから、若い人と古い人でごっちゃになっている。

○齊藤委員　どっちも若い人です。

○中村委員　年齢は若いんだけれども、受けている年数が。

○齊藤委員　はい、はい。

○中村委員　だから、よくこれ補助金の話の中で出てくるものは、こういうものを分かっていて、こういう協定みたいなもので経営をするという方が今増えているのは確かなんですよね。

今、今回、子ども未来部で扱っている保育園の民営化のやつも、今回も用地取得をしてくださいというか、地代の有料化ということで内示が出たんですが、正直言って、こんなのはいつになってもただでやっているばかはいないでしょうということを平気でやっているわけですね。

やるときは民営化で、さっき議長が聞いたように、学校法人、学校とあと社会福祉法人ですよと。社会福祉法人の免許を取るときには、もう本当に財産は全部オープンにしなければいけない、もう覚悟を決めて社会福祉法人を、理事をつくったと。それのぐらい、それで自分のものにはならないんだと。破産もできないんだというようなことを聞いたときに、それぐらいの思いで民営化に協力したのが、もうそれから十数年たってきたら、あなたたちはそれを分かって受けたんでしょうから、来年の４月からは有料ですよと、こういう今話が来ているんですが、それと同じで、内容を熟読して、本当に頭入れて契約したんでしょうが、そのときの契約はこれですよなんていう話をされると困るような話なので。

だから、国の基準がこれだけはっきりしているんであれば、これを機会に、基準の基準をもう一回しっかり見つめ直した中で、そういった中で、公平の中で運営をしていったらどうでしょうかというのを私は言いたいわけ。

ただ、何となく、決め事があったのを理解していて、その締結、契約したのに、今頃何言っているのという感じの内容に聞えるのは、結構、多々今出てきているんで、だから、なるほどと。聞いてみたら、そういう会を、こういうせっかく民営化してやるときには、それなりにはすごい覚悟を決めた人たちが取り組んできたものがいっぱいあったんだなという気もしたので、やっぱり時代に合った、そして、変えられるものは、しっかりと皆さんが理解できるものに変えていってもらいたいという覚悟で、今回はこういう陳情が出てきたものをしっかりと受け止めて、やっぱりそういうふうにして那須塩原市もやっていただければ。

私は、那須塩原市のほうで損失は何もないと思うんですよ。これによってえらい損失を被るんであれば、やむを得ない、もう少し、では、これを理解してやってくれたのなら頑張ってくださいというのも手でしょうけれども、これで継続する必要はないような気がしたので。

私は、齊藤委員の意見に賛成をさせていただきます。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから。

平山委員。

○平山委員　結果的に私も採択かなと思うんですよ。

市が事業者に対して、いろんな配慮をして、市独自のこれをやってプラスになっているという判

断と私思っていましたので、だから、より事業者にプラスになるように配慮をしていると思ってあれしたけれども、ずっと来て、どう見てもこれプラスがない。

あとは事業者の努力もあるし、努力にそぐわないあれがあるので、これは国でこれだけの基準を示してやっているやつを、やっぱり市が何でこう、ここ20年ぐらいやったやつを、その事件が起きたという、それはそれでまたこれからの監視というか、それはきちっと事業者に対する、普段から投げ放しではないんでしょうから、それはきちっと、監査なり監督をできる趣旨があるんでしょうから、だからこれはやっぱり市のほうが国のあれに変えて、事業者にやらせる。

あとは、事業者の判断。プラスになっていくところが、逆にマイナスになっているので、事業者が一生懸命にやるとマイナスになるやつをずっと残しておいていいのかなという判断をしましたので、これは齊藤委員の言うことで、これは市のほうは、事情は聞いていませんけれども、かなりかたくなになっているんだけれども、結果的に事業者が困っているんだから、そういう形にしていかなくてはいけないのかなというふうに、そう思います。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから何かございますか。

松野委員。

○松野委員　今まで、那須塩原市のオリジナルのこの基準で疑問を持った事業者さんはいなかったんですか。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　もともとこれが発覚したのが、昨年度、新しいことを始めたこの稲見さんのほうが会計監査の人に言われたの。これでよくやっていられるねと。それで、よく見直していったときに、一番最初に指導要綱というものを各学童さんを集めて説明をなさるんですって。それのときには、この説明が書いていなかった、口で人件費と言っていた。

今回、このことが発覚して３か月今延ばしましたよね。そうしたら、その間にちょうど４月が来たので、今回の説明から人件費と書いたんです。

というぐらい、結局、皆さんは例年のごとく毎年やっていたから、慣れちゃった人たちは何の無抵抗でいたんだけれども、こういう新しい血が入ってきて、どうやったってこれ苦しいじゃないという疑問点から、自ら国に問合せたら、どういうわけなんですかと。

それで、市は、人件費として全て見ているので、その人件費の中で電気代を払おうが、施設に回そうが、交付しているじゃないですかという話を、多分１回目のときやったじゃないですか、303で。そういう内容になっちゃっているんです。

だから、人件費ありきになっているというものは、さっき中村委員が言ったとおり、何かがあったという。過去はあったとはいえ、今の人たちにとっては全然ミスマッチであってということなんですね。

これは、お金の話にはなっているんだけれども、経営者が苦しい思いして、どうやってその保育士の方々の指導をして、なおかつ会社を運営していくんだというところに鑑みると、やっぱり合っていないという。

だから、実際は、２年前までは疑問に思ったけれども声に上げない事業者がずっといたという形になる。

○松野委員　疑問には思っていて、こういうものだと思い込んでここまで来ている。

○齊藤委員　そうそう。今回一機に爆発したみたいな感じです。俺もそれを聞いてびっくりした。

○中村委員　声を上げるにも、意味が分からなかったんだね。

○齊藤委員　どうしてもね。

○松野委員　あれだけやっぱりシステムが、私たちが理解するのも難しいから。

○齊藤委員　いや、すごい難しいよね。

○松野委員　事業者の方たちも、丸め込まれてしまったら、もうそういうものだと思ってしまうわけ。

○齊藤委員　そうですね。

○松野委員　なるほど。分かりました。

○齊藤委員　あとは、何とも思わなくてもやっていける事業者さんは、何とも思わなかったということなんでしょうけれどもね。

○松野委員　そうですよね。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さん。

金子委員。

○金子委員　私もやっぱり事業者を大事にするということも必要だし、これが正当であれば、ぜひ早いところ、これ直していけばいいなと思います。

○齊藤委員　ありがとうございます。

○佐藤委員長　ほかにありませんか。

まあ、みんなある程度。

なければ議員間討議を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員　一応、文を残すのに作ってきました。

今回の陳情、今、皆さんからもいただいたとおり、もうほぼほぼ採択でいいんじゃないかという話なんですけれども、一応、少子化が進行する中であっても、この放課後健全育成事業に関しましては、共働き世帯の増加や多様な保育ベースのニーズへの対応など、その重要性自体は、人数が、生まれる子供は減っていますけれども、今が一番逆にピークなぐらいの現状となっています。

こうした中、児童の安全確保、保育の質の維持向上を図るためには、先ほども言った人件費のみならず、働く施設の環境の整備や安全管理、教材や備品の充実など、事業全体を支える経費についても適切に確保される必要がある。

今回の陳情では、国の子ども・子育て支援交付制度における考え方と、市の現行運用との違いについて、具体的な資料とともに問題提起をしており、放課後児童健全育成事業の安定的かつ継続的な提供という観点からも、補助制度の在り方について検証を行う必要があると考えています。

陳情の内容がそうなので。

よって、この本陳情は採択をして、執行部におかれましては、すぐさまに検証に入っていただきたいと思いまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員長　ほかに討論はございますか。

反対討論はなくていいのかなと思うんですけれども。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第１号　放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情について、採択すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長　挙手全員。

よって、陳情第１号は採択すべきものとするこ

とに決しました。

以上で陳情第１号の審査を終了といたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎その他

○佐藤委員長　本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　なければ、事務局のほうから何かございますか。

事務局。

○黒沢書記　（事務連絡。）

――――――――――――◇――――――――――――

◎散会の宣告

○佐藤委員長　以上で、本日の委員会は散会といたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　１時５４分

福祉教育常任委員会

令和８年６月１７日（水曜日）午前９時５８分開会

出席委員（７名）

委員長	佐藤一則	副委員長	林　美幸
委員	松野真弓	委員	星野健二
委員	齊藤誠之	委員	平山　武
委員	中村芳隆		

欠席委員（１名）

委員　金子哲也

紹介議員（なし）

参考人

越沼祥子

出席議会事務局職員

議事課長	岩波ひろみ	書記	黒沢大輔

議事日程

３．審査事項

⑸陳情第　２号　居宅訪問型保育利用助成制度の創設を求める陳情

４．その他

５．閉　会

開会　午前　９時５８分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長　では、皆さん、おはようございます。

散会前に続き、委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は７名です。

金子委員より本日欠席する旨の届出がありました。

それでは、次第により本日の審査事項に入ります。

――――――――――――◇――――――――――――

◎陳情の審査

○佐藤委員長　ただいまから陳情の審査に入ります。

ここで、請願・陳情の審査についてお知らせします。

請願・陳情の採決は、会議規則第143号のとおり、採択とすべきもの、または不採択とすべきもののどちらかとなります。議会の教科書である、議会運営の実際によると、請願・陳情の審査基準は、①願意が妥当であるかどうか、②原則として当該団体の権限に属する事項であること、③実現の可能性があることと挙げています。また、採択とすべきものとは、請願・陳情全体を採択することをいうと記載されております。

以上のことを念頭に置いて御判断いただきますようお願いいたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎陳情第２号の説明、質疑、討論

○佐藤委員長　陳情第２号　居宅訪問型保育利用助成制度の創設を求める陳情を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である越沼祥子氏を招致しております。

それでは、初めに参考人から本陳情の趣旨を簡潔に御説明願います。よろしくお願いします。

○越沼参考人　よろしくお願いします。

○佐藤委員長　着座で結構です。

○越沼参考人　（陳情第２号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長　御説明ありがとうございました。

ニーズの高まりを感じているということだったんですが、その利用される方の傾向としてどういった方がいらっしゃるのか。例えば多子、双子ちゃん、三つ子ちゃんの家族だったり、またお子様に何らかの集団をなじまない部分で、診断はついていないけれども、何らかのお母さんの困り感、そういった具体例を教えてください。

○佐藤委員長　参考人。

○越沼参考人　何件かピックアップしてきたので、御紹介させていただきます。

初めて頼ってくださった方なんですけれども、その方はシングルマザーのママでした。お一人で小学校１年生と３年生の娘さんを育てています。そして御自宅でさらに実のお父様の介護もされていました。リビングの隣には和室があって、そこには介護用のベッドがあるんですね。お父様は歩行器を使って歩くのもままならないくらいの感じだったと思います。時には、その小学校３年生のお姉ちゃんがおじいちゃんのお世話をしていたという現実もありました。

そこで、ママは病棟にお勤めのナースだったんですけれども夜勤があるんですね。夜勤の前には小学校のお子様２人、学校を休ませます。休ませて宇都宮の夜間託児所に預けに行くんですよ。そこから宇都宮から大田原の職場に戻って夜勤をこ

なして、朝、宇都宮にお子さんを迎えに行きます。また、こちらの御自宅に戻られるんですけれども、もうお昼過ぎていますよね。お母さんは自分の体を休めたいですけれども、やっぱり目の前にお子さんがいる、介護がある、家事がある、休みたくても休めない。ましてや自分の目の前でお子さんを放置というか、言葉がちょっと悪いかもしれないですけれども、そうして休むことに物すごく抵抗を感じていたというところに私を見つけてくださいました。このママの願いは、私が夜勤明けで休んでいる四、五時間、その間子供たちと一緒に過ごしてくれませんかという依頼でした。

次に出会ったのが双子ちゃんのママでした。大変だしつらいんだけれども、一生懸命自分が頑張れば何とかなっちゃうからすごく一生懸命頑張っていたんですよね。ただ、もう何とかならないその現状がやってきます。お子さんたちいつまでも寝ていませんから、大きくなって成長したときに自我が出てきますよね。双子とはいえ思いが違うわけですよ。１人は外に行きたい、１人はおうちで遊びたい、その思いにママ１人で応えてあげられなくなった。でも、ママはおうちで子育てをする選択をしていました。保育園には預ける選択はしていませんでした。でも、一人一人の思いに寄り添ってあげたい、その思いがかなえられなくなって認可園の一時保育を検討したそうです。御連絡したところ、双子ちゃんのお一人が泣き入りけいれんの既往を持っていたんですね。泣いてしまうと引きつけてしまう。それがお断りされてしまったそうです。

そういった現状のときに私を見つけてくださって、そのママの願いは一緒に公園で遊んでもらえませんかという願いでした。だから４人で公園に行って、１人ずつに合わせて過ごしてあげたいという、何かちっともぜいたくな願いではないですよね。でも、やっぱりそれがママの願いだったんですね。そんなことも御依頼でありました。

そして、その次はやっぱり発達障害のママです。そのときお母様は育休中でした。下のお子さん６か月で、上のお子さんに障害があるんですけれども２歳だったんですね。今、昨日お誕生日で５歳になったんですが、知的障害と自閉症がありまして、まだ発語がありません。その中で、２歳のときですから、ちょうどイヤイヤ期の絶頂じゃないですか。それに加えて特性もあって、いつ起こるか分からないかんしゃくとパニックで、６か月の下の子をおんぶして毎日保育園に送迎するんですけれども、もうそれも物すごく精神的負担だったんですね。

一番つらいのは夜なんですよ。睡眠障害があります、その子には。お薬も処方されていますけれども眠れません。なので、もう深夜にパパとママ交代でドライブに行くんですね。ママとパパもやっぱり体力の限界がありますから、行けないときもあるじゃないですか。でもずっと泣き通し、そういうのが現状です。

これは過去の話じゃなくて、今現在もその状況は続いていて、そういったところの慢性的な寝不足の解消だったりとか、このママの願いは、一緒に子育てをしてほしいだったんですよ。一緒に御飯を食べさせてお風呂に入れてというところをやはりプロと一緒にやってみたい。私が足らないかもしれないから助けてほしいという願いがありました。今はこの御家庭は通っている保育園の先生たちとも連携をしながら、一緒にサポートをさせていただいているところです。

また、移住の方もいらっしゃいますし、あとは毎日保育園に通わせている共働きの御家族があります。お二人とも正社員なので保育園のお迎え18時過ぎるんですよ。そうすると毎日先生に今日も

疲れていましたと言われるんですって。つらいですよね、ママも早くお迎えに行ってあげたい。でも仕事があるからいけない。でも、確かにお子さんは疲れるんですよ。保育園はやっぱり子供にとっては職場みたいなものなので、楽しいこともあるけれども、もう朝から晩までずっとがやがやしているんですね。それというのは、もう脳内疲労をずっと起こしているということなので、本当に休まるときが子供たちにはないんですよね。先生たちもできるだけ一人一人に合わせたいという思いがありますけれども、それができないのが現状じゃないですか。そういったところで、週に１回でいいから早くお迎えに行ってあげてほしい、おうちでゆっくり過ごす時間をつくっていただけませんかということで、週に１回お伺いしているお宅があります。

あとは、やっぱりさらには園に入れないという選択をしているママたちいるんですよね、実際。３歳までは自宅で見てあげたいというママいるんですよ。でも、やっぱり365日24時間毎日ですと息が詰まることもあるし、悩むこともあるし、そういったところで週に１回の自分のリフレッシュの時間、それをつくることによって、また帰ってきたときに笑顔で子供と向き合えるようになる。継続的な保育は必要ないけれども、そういったところで週に１回でも保育をしてもらえることで自分が子育てに前向きに向き合えるという、そんな御依頼もあります。

あとは病児の御利用ですよね。病児保育は今この市でも各保育園で受入れの体制があると思うんですけれども、やっぱりそこに至るまでに大変な手続があったりですとか、実際頼ってももう枠がないと言われてしまって預けられない。預けたとしても、ちょっとやっぱり容態が変われば、病児保育と名のっているけれども連絡は来るじゃないですか。そうすると、結局お仕事ができないという状況になることが多いということで御連絡をいただくことがあります。

そういった形のニーズが多いと思います。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　続いて伺います。

社会の環境の在り方というか、私が子育てしていた頃はおじいちゃんとかおばあちゃんとか両家の親が働きながら見ていてもらえた環境があったかと思うんですけれども、今のおじいちゃん、おばあちゃん世代、もう皆さんぎりぎりまで働いているので、親が見てくれるというのが少なくなってきたなというのをちょっと肌感で感じるんですが、その辺はどのように感じられますか。

○佐藤委員長　参考人。

○越沼参考人　ありがとうございます。

本当におっしゃるとおりで、核家族という家庭も増えていますし、お近くにいらっしゃっても頼れないという御家庭も増えています。

私が保育園で勤務していたときに、やはり子育て支援、保護者支援というところで何度も研修受けましたが、そこで第一声講師の先生に言われるのは、昔のサザエさんのような家庭はもうない。今はもうそのサザエさんのような家庭は望めないということを念頭に置いて子育て支援をしてくださいということを言われていました。

昔だったらおんぶしながら御飯を作ったりとか、おんぶしながら何かをしたりというのもありましたが、今はやはりそういうことも難しくなっているというママたちも多いですし、そばにいても気を遣ってしまうので、だったらお金を払ってでもプロにお願いしたほうが気持ちが楽だというママもいらっしゃいますね。ましてやはり転勤だったり、移住だったりということで地元を離れているママたちもたくさんおりますので、どんどん御家

庭がおじいちゃん、おばあちゃんの手を借りずに子育てをされているのが今の現状かなと思います。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　じゃ、最後になります。

国など企業の福利厚生として、ベビーシッター券などが大手の企業などでは企業が準備をすることもできたりするんですが、本市の状況としてはそういったベビーシッターの導入を福利厚生として入れている企業はあるのかを伺います。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

私がベビーシッターを始めてから御利用されているママが勤めている足利銀行さんが導入をしてくださいました。また、あと大田原市にあるサロンさんなんですけれども、個人経営のサロンさんも導入はしてくださいました。

ただ、やはりその企業型のシッター券というのは、利用条件がいろいろあるんですね。御両親ともにお仕事をしている時間ではないと利用できないというのがあります。

前回、議会報告会に参加させていただいたときに、タクシー券がちょっと利用しにくいなんていうお話があったかと思うんですけれども、本当にそういうことと一緒で、やはり何か導入していただいても利用しにくいというものでは、なかなかママたちが使ってみようというふうに思えないというところがあるかなと思います。

○林副委員長　分かりました。

私からは以上です。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員　じゃ、今日はありがとうございます。

今、林さんのもいろいろお聞きしていて、越沼さんの説明を聞いていたんですけれども、実際の利用者の話を聞けたんですが、どのぐらいの時間を経て、週１は聞けたんですけれども、平均で取るとそんなに連発する、言っているとおり、今回の陳情の内容がそうですから、お金もかかるものなので、どういった間隔で頼まれていくのかというのと、大体どのぐらい、先ほどの夜間の女性の場合だと何時間とかと、その辺ちょっと教えてもらいたいなと思います。

○佐藤委員長　どうぞ、参考人。

○越沼参考人　ありがとうございます。

私たちやはりお伺いするということもあるので、最低２時間からの御利用でお願いしているところなんですね。やはり往復もあるので、１時間で行って帰ってきてというところがなかなか私たちも自分たちの能力を考えると難しいところがあるので。ただ、それで３時間から４時間という御依頼が多いかなと思います。週に２回から３回という形の定期の御依頼が今ほとんどになっています。

○齊藤委員　２から４回。

○越沼参考人　はい。

あと何でしたか。夜間でしたか。

○齊藤委員　大体利用者の時間と、週２回から４回という話が聞ければ大丈夫です。

○越沼参考人　分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　じゃ、今現状をお答えいただいたものを、そのシッターさんの多分本人で最初はやっていたんですけれども、多分お仲間の方と連携を取っているという話を伺ったことあるんですけれども、サービスを受けた当事者の方々からのお礼とかそういう反応とかはどうなんですか。

○佐藤委員長　どうぞ、参考人。

○越沼参考人　ありがとうございます。

そうなんです。１人で初めはやっていたんですけれども、もう私も体１つで一人ブラック企業み

たいになってしまったので、本当に何かもう休みは布団で寝ているだけみたいな形になってしまって、この状態ではやっぱりママたちをサポートするにもできないというところから、やはり保育士さんは保育園で働いているのにすごく悩み抱えていらっしゃる方もたくさんいるんですよね。すごく思いがあるのに保育園をお辞めになっている方もいらっしゃって、そういう方たちがやっぱりちょっと興味を持たれて、いろいろ思いをお伺いしながら、私もこの方だったらという方と一緒に今はサポートをさせていただいています。

ママたちからの反応は、やっぱり使ってみたからよさが分かる。使ってみるまでは、やっぱりハードルが高いですよね。何かすごくぜいたく品のようにも思えるし、何かお子さんのためにもちろんその時間のサポートは行くんですけれども、何かママたち自分のためにお金を使っているような後ろめたさも最初は感じていらっしゃったみたいです。でも、やっぱりそれが回を重ねるごとに、子供のためにもなっている、そして自分のためにもなっているというところで、本当に今までなかったサポートなので、感じたことがなかったというような喜びの声がたくさんいただけています。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　ありがとうございます。

もう一つです。

今回の場合は、その那須塩原市でいろいろな保育に関する事業は展開されていると思います。市としてはやっている中で、今回で言うとちょっと言い方が悪いですけれどもニッチな感じ、もともとなかったものに、こういったものがあったらいいなという話をしていく中で、今回出している陳情でいくと、その制度をつくるのに当たって、保育園や一時預かり事業の代わる制度として考えているのか、既存制度に補完する新たなシステムとして今回陳情を上げてきているのかという、それはどちらになるんですかね。

○越沼参考人　それは後者のほうです。現在あるもののももちろんママたちとても心強く思っているところだと思いますし、ただ、やはりそこでどうしてもあぶれてしまって足りなくてというママたちがいるからこそ御連絡いただけると思うんですね。

４月からすごく増えているのが、園から紹介されてくる御連絡なんですよ。保育園の先生方も今まで私のような働き方を知らなかったわけなんですけれども、それが私も保育園にお迎えに行かせていただいたりもしていますし、インスタ発信もしているので、こういう方がいるということを認識してくれ始めて、でも保育園に実際一時預かりをお願いしたいですとか、急にお仕事決まったから預けたいですと言われても、もう受入れ枠がないわけじゃないですか。そのときに保育園の園長先生のほうから、こういう方がいるよということでにこりさんに御連絡してみたらという形で御連絡をいただけるんですね。

大変ありがたいことなんですけれども、やっぱりその一方で公的補助の部分なんですよ。保育園というのはもうほとんど９割方補助金で成り立っていると思うんですけれども、やっぱりそうじゃないじゃないですか。だから月から金曜日まで８時間家をお預けしたいという御連絡をいただいても、何とお返事していいか分からないというところがあったりもして、すごく連携を取っていきたいなという部分ではあるんですけれども、その辺の価格の部分で悩みが多いなというところがあります。

以上です。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　まだすみません、何個かあるんですけれども、お話がある中で陳情書のほうにも市内外

の皆様から762筆の署名が集まったと書いてあるんですけれども、これは発信をした中でどんな内容のものが多かったのかというのは。

○越沼参考人　お母様たちからの声ですか。

○齊藤委員　そうですね、それに賛同される中で、多分名前書くだけだったら誰でもできちゃうんですけれども、多分賛同しない人は書かないと思うんですよ、こういうコアな事業に対しての訴えに関しては。なので、どういった声が多かったのかなというのをもし分かれば。

○佐藤委員長　参考人。

○越沼参考人　ありがとうございます。

そうですね、市長さんにお会いするタイミングがあったので、市長さんに一言ぜひくださいということでメッセージの欄を設けさせていただきました。やはり那須塩原市大好きというママたちが多くて、その那須塩原市でもっと自分たちのニーズに合ったこういった制度をつくってくださいという声が多かったです。それはもう市長にお渡しはしてあります。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　分かりました。

市長に言ってあるなら、もう何とも言えません。

あと、そのサービスをしている中で、その親御さんと子ということで、今回は子供を軸としている居宅訪問型の制度ではありますけれども、先ほどいった親が一緒に隣で多胎児の場合はお母さん、お父さんがいる中でも保育が可能と言ったんですけれども、これちょっと制度が分からなくて、その場合は別に親がいても、そういう条件であればシッターさんは入っても大丈夫なんですか。

○越沼参考人　もちろんです。

○齊藤委員　大丈夫なんですね。指す前に答えられちゃった。大丈夫なんですね、分かりました。

そしたら、その中で先ほど言っている中で、子供で遊んでいる間、親御さんが自由な時間が取れますというサービスもありました。あるいは、子供を真ん中に置いて親御さんと越沼さんらのシッターさんが話しする機会とあるんですけれども、そういったメンタル的なリフレッシュもお伺いして傾聴したりとかでケアができるということでいいんですか。

○佐藤委員長　参考人。

○越沼参考人　そうです、おっしゃるとおりです。やはりママたち最初は自分がいなければ何か悪いことしているような気がするみたいで、結構ママと一緒にお子さんを見るという時間が多かったかなと思います。その中で、やっぱり私たちはプロの目線でお子さんの成長だったりとか、ママたちの関わりだったりとかというのを丁寧にその場でお伝えもできますし、報告書を毎日毎回お送りしていますので、その中にもそういったことを散りばめさせていただいているので、本当にママたちの中には、まだ自分は駄目な親だったなと思っていたけれども、先生のおかげですごく励まされたというお声だったりとか、自分の目だけでは気づかなかった子供の成長に気づかせてもらいましたというお声をいただいています。

ですので、そういったところ本当にトータル的な面で一人一人、一つ一つの家族に合わせて、そのニーズに合わせてサポートしていますので、毎回ヒアリングもしていますし、同じ御依頼、サポートというのは１つもないというのが現状です。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　いっぱいあって申し訳ございません。よく理解いたしました。

もう一つは、先ほど言っている今度サポートと一緒に働きたいというお仲間が増えていく中で、これは保育士の免許がなければできないというものでいいんですよね。

○佐藤委員長　参考人。

○越沼参考人　ベビーシッターそのものは保育士の免許がなくてもできるんですよ。なので、できはするんですけれども、ちょっと養成講座みたいなのを受ければできるんですけれども、私がやっているのは、やはり経験と資格というところを大切にしたいので、私が一緒にやっている仲間は有資格者で、保育士と看護師がおります。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　一応学童とかでも同じような内容になっているので、ただ展開をしていって、先ほども言ったとおり、自分にもキャパがあるので受け過ぎてしまうと今の保育園と現状が一緒になっちゃって質が低下していくと。お仲間を増やせばいいという問題じゃなくて、そこにこだわっているというところをちょっと聞けてよかったんですけれども、人は幾らでも用意できますと言われると、ちょっとうちらもただそのサービスをやればいいんだみたくなっているというその思いがちょっと逆行しちゃうのでちょっと聞かせていただいたんですけれども、やはり有資格者の方々は、今でいう制度でいくと、市のほうからいうと潜在保育士になるわけですよね、保育園で働いていないわけだから。そういった人たちがその越沼さんの事業に賛同して一緒にやろうと思ってくれた話というのは、どこに共感、引かれているのかとか、そういうお話は聞けますか。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

やはり皆さんがおっしゃるのは、一人一人に寄り添いたいという思いなんですよね。保育園や病院にお勤めしていて一人一人に寄り添ったときに、やはり中にはそれを上から怒られてしまったりとか、同僚から煙たがられてしまったり、そんなことをやっている暇はないじゃないけれども、もうここは集団なんだからということをたくさん言われてきたというんですね。

ただ、私たちは保育所保育指針という国が出している教科書があるんですよ。保育士の教科書がありまして、それを基に保育を進めなければいけないんですね。その中には一人一人という言葉がもう何百回も出てくるんですね。なので、本当にそういった保育士さんたちの思いは間違いじゃない、合っている。正しいはずなのに、今の保育園の現状では一人一人に合わせた保育というのが不可能である。それは私も現場にいましたのでよく分かるんですけれども、それをかなえようとしている園もあれば、やっぱり無理だよねとやろうとしない園もあるので、その中で一緒にやってくれている仲間の声は、私も一人一人に合わせたサポートがしたかったという声が一番多いです。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　じゃ、最後。

夜間のお話があったと思うんですけれども、皆さんもリスクは夜間になると上がっていくという中で、その御依頼の方法は、いつまでに頼まれたら、もし空いていた場合は行くというこのスタイルはどうやって調整しているんですか、今現在。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

２か月前までに定期の方は御依頼をスケジュールを出していただいて、その中で皆さんの予定と、どうしてもここは外せないというようなスケジュールをお伺いしながら立てているところです。

ただ、空いてさえいれば、いつでもお伺いはできるという状況なので、本当に前日の夜遅くに、今熱が出ちゃったんですけれども、あした先生、空いていますかという御依頼もつい先日あったんですよ。どうしてもママも抜けられない時間が１時間半だけあってということで、そこだけでも来

てもらえればと、たまたま私も空いていたんで行かせていただいたんですけれども、お熱39度あったんですね。それでもやっぱり自宅なので、お子さんの好きなものが全部身の回りにそろっているじゃないですか。そうすると、ママが行ってきますと言っても、行ってらっしゃいと手を振って、お話まだできない２歳の男の子だったんですけれども、そんな感じですごく安心感を持って過ごせているなというのが現状にあるんですね。

どうしても病児保育は、熱の高いお子さんを連れて準備もしてという負担がその辺がママたちにとっては、小さいことのようで本当に大きな負担になっているので、家にいて預けられることの何かすばらしさを初めて感じましたと言っていただけることも多いです。

ちょっとずれましたが、すみません。

○齊藤委員　いや、大丈夫です。分かりました。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございますか。

中村委員。

○中村委員　いろいろ説明ありがとうございました。また、本市の子育て支援に対する本当に真剣に考えていただきましてありがとうございます。

その中で、この居宅型保育医療助成制度を確立していただければという陳情と、そのほかに一時預かりと病後児、そういったものをしっかりと対応できますよということで、そういったものに対しても助成金のあれを見ていただけませんかということなので、私どもはこれ初めてベビーシッターを聞いて、どんな仕事しているかというのは、今何人かの質問の中で分かってきたんですが、その助成制度、これをかかる利用する方がこういう場合にはどのぐらいの助成をしていただきたいという料金制度みたいなものを今後つくって、本市でそういうものの一覧表の中で運用していきたいということで、その助成制度というものがきちっと確立をしようということを言われているわけですよね。それどこかには例みたいなものはあるんですか、ほかの自治体の例みたいなものは。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

実際に、東京都や青森県でしたりとか、あとは九州のほうでももう始まっているところもありますので、１時間当たり2,500円までの補助が自治体から出ていたりもします。

○中村委員　2,500円、あとは……

〔「夜間が3,500円と書いてある、今調べていたら夜間は3,500円、夜は」と言う人あり〕

○中村委員　そうすると、内容は普通の突発的にうちの子供がちょっと今日見てもらいたいんだという案件が出て、お願いをすればやっていただけるという形で、そういうお金の中で、市が認めればそういった利用者もそれに従って、極端に言えば営業の中のあれでできる、動きやすいという感じになっていくわけですよね、極端に言えば仕事で注文が来るわけですから受け入れられる。

その中で、今度受皿である皆さん方が今さっき聞いていたら保育士も必要でしょうとか、これ病後とか病後児童というのは、要するにうちは菅間先生と福祉病院が保育園でやっているんですが、やっぱり医師がついているということでやっていただいているんですよ。そうすると、医者の免許もないスタッフが行って勝手にはできないということもいろいろ制約が入ってきまして、越沼さんのほうが受ける社会法人か何かというのを組織をつくってしっかりと受皿もやらないと、今回保育園もかなり学校法人じゃなくて社会福祉法人じゃなきゃ駄目ですよということで、もう特定で厳しく個人の財産から全部を出して補助を受けるんですから、しっかりとした受皿をつくって、間違い

ないように進めるという方にやってもらいますよということはもうやられるんで、受けるほうもこれ非常に今度覚悟が必要なんですよ、だからそういったものがあるわけですね。

○佐藤委員長　どうぞ、参考人。

○越沼参考人　ありがとうございます。

今まで１人でずっとやってきたんですけれども、やはり私が１人でできることの限界があるということもありますし、そしてそのやってくれる仲間、保育士、有資格の看護師、それも経験が10年以上ある者ばかりです。そういった方たちをやはり守りながら、私もこの制度を進めていきたいというところで、先日会社を設立したところです。

会社を設立しないと、結局賠償責任保険とかも一人一人で加入しなければならないんですね。そういったところの補償がきちんと受けられるということと、やはりそういった仕組みをつくれたときに、責任を持ってお受けできるような仕組みづくりを私も始めているところです。

○佐藤委員長　中村委員。

○中村委員　今そういうふうに受皿もきっちりやっていますよということで、我々は昔、アメリカとかでベビーシッターの話を聞いて、富裕層がお父さん、お母さんはもうビジネスで子供を預けておくんですよというと、何か虐待に遭っていたとか、陰ではかなり厳しい教育を受けていたとかという社会問題になったのが頭に入っていて、なかなか日本人にはなじまないのかなとか、あと今、家庭訪問した中で、親の留守のところにいていろんなのをやっていると何かのトラブルが起きやすいというのが、今現実、老人の訪問でも結構ありまして、お金がなくなった、あの人が取っていったんだなんていうことを平気で痴呆にかかった方が言ったりしているので、訪問介護というのはかなり難しいんで、そのぐらいに人格とか社会的な責任が持てない人は訪問もさせませんよというのが今結構社会的にやられているので、結構覚悟が必要な中でのこれ商売を、こういう特別な始まっていただけるのかなと思っていたんで、そこら辺が厳しいものも結構あるんで、保育園のほうも社会福祉法人で大変だという話を聞いて、その話聞いて覚悟を決めてやっているのにもかかわらず、条件が変わってきたなんていう話も今随分聞いたんです。そこら辺がしっかりしていれば、私どもはこういったものをしっかりと勉強させていただいて、こういうニーズが深まっている中でやっていければ、本当に子育て支援にプラスになるのかなと思っていたんで、頑張っていただければと思っております。

以上です。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員　すみません、ちょっと現実的で申し訳ないんですが、先ほどの１時間当たりの補助が東京都とか違うところで2,500円ですが、実際補助がないときは１時間幾らになるんですか。

○越沼参考人　私は3,000円でやらせていただいています。

○星野委員　２時間以上ということ。

例えば、病児とか病後なんていう話があって、仮に急に熱が出ちゃったので、越沼さん、今ちょっとすぐ見てもらいに来ていただけますかというような対応というのはできるんですか。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

それは、お母様がお子さんを見ていらして、すぐ今熱が出てしまったんだけれども、今すぐに来てもらえるかということに対応できるのかということでいいんですよね。

空いていれば、空いているシッターがいれば入

っています。

○星野委員　実際、今スタッフは何人おられるんですか。

○越沼参考人　今、私以外に一緒に活動している方は３名です。ただ、そのほかにも私が始めたときは本当にゼロ人だったんですよ。大田原市にも那須町にも誰一人いなかったんですけれども、私がこの活動をしていたので、少しずつ増えてきているんですね。那須町にも今１人いらっしゃるのかな。大田原市にも何人かいらっしゃって、ただ、直接的にやり取りをしている方ではないので、私の思いに賛同して一緒にやりましょうと言ってくださっている方は、私を含めて４人です。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　すみません、そうすると一応越沼さんのお考えとしては、できれば保育士とかそういう免許を持った方を雇っていきたいという御希望なんですけれども、例えばこの居宅型の大変すごく本当にすばらしいいい制度だなと私思うんですね。

ただ、いろいろ保育園とか病児とかもそうなんですけれども、先ほども言ったように、ちょっと普通の支援の施設をつくるときは、やはりそういうような手続的なものがあります。それが面倒くさいというのは、実際越沼さんの気持ちも分かるんですけれども、じゃ、これを居宅型であると、電話１本とかそういうふうな形ですぐに行くので、当然需要としてはこちらのほうに行かれると思うんですよ。そうした場合、スタッフが３名、４名なんですけれども、そういうふうに仮にこの制度ができて、そういうふうな要望があったときというのは対応できる、していけるという自信というか、そういうものはございますか。

○越沼参考人　そうですね、１点ちょっとお伝えしていなかったんですけれども、私たちも認可外保育施設なので、１人で保育園なので事前面談というものを必ずしなきゃいけないんですね。ですので、誰も面識もない方から電話を受けても、すぐにそこで対応するというのはちょっと難しくなります。健康なときに一度でもお預かりしたことがあるお子様ということを条件にはさせていただいていて、もし利用の可能性がある方には、事前面談を前もってしていただいて、健康な状態をお伺いしているということを。

○佐藤委員長　星野委員。

○星野委員　そうすると、その一つ利用者さんというのは１回登録をしてもらうような形になるんですね。

○越沼参考人　そうですね、はい。

○星野委員　今登録人数は何人ぐらいおられるんですか。

○越沼参考人　今30人以上ぐらいいらっしゃいます。

○星野委員　ちょっと引っかかったのは、先ほど要するにそれこそ全体的なベビーシッター、いわゆるいろんな病後もあったり、あとは双子さんの対応なんかの一切を全てを受けて、それに対する例えば補助制度を確立していただきたいというふうなことなんですね。

ちょっと気にかかったのが、例えば先ほど父兄の方が幼稚園には３歳までは、いろんな御事情もあると思うんですけれども、そういうふうに決めたんだけれども、やっぱり確かに子育ての中には不安や大変なこともあると思うんですが、一つの親の御希望としては入れたくないという御希望ですので、人生の中でそう決めても、時間がたったらそれが変わっちゃうときもあると思いますので、じゃ、そういう決めたことに対してそこに公費を入れるということに関してどうかという部分、だからそういうところも全て含めた中でのお子さんの援助ということですよね。

○越沼参考人　そうです。

○星野委員　分かりました、了解です。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長　説明いろいろありがとうございました。

その個別最適化の保育をされているというところだったかと思うんですが、その中で幾つか具体的な課題というのをお話しされていた中で、先ほどダブルケアラーのお父さんのケアと子供、そもそも子育てはケアであるというふうに自治医科大学の小児科の先生もおっしゃるように、子育てをしながら、お母さんは誰かにケアされたくてもいっぱいいっぱいで生きているというのが現状なのかなと思ったんですが、そこにこの専門職、保育士であるという専門職が専門職ならではの介入をすることで、その子育てのケアというところは、お母さんたちの解消される部分、ケアをしている人たちをさらに保育士がケアをしているということになっているのかを伺います。

○佐藤委員長　参考人、どうぞ。

○越沼参考人　ありがとうございます。

保育士の大きな仕事の一つとして保護者支援というものがあります。これは私たちのようにお宅に訪問する保育士ではなくても、現に勤めている保育士であっても、保護者支援というのは私たちの大きな仕事の一つでありますので、もちろんそれはできていると思います。

ただ、その中でやはりどのママもその悩みを言ってと言うから言えるママたちばかりじゃないですね。今、サイレント孤育てという言葉があるの御存じですか。サイレント孤育てという言葉があって、孤育てのコは孤立の孤なんですね。どんなに窓口を間口を開けて私たちがサポートするからおいで、いらっしゃいと言っても、そこに行けないママさん、そこに伝えられないママというのがいらっしゃるんですよね。やはりそういう方たちが今ある子育てサロンだったりとか支援センターだったりとか、保育園にはたまた毎日通っていても、保育士の先生になかなかお伝えできないという部分があるんですね。

結構私のところに連絡を下さるママたちって、そういう何か家庭内で１人限界を迎えているママたちが多かったように思うんです。そういう方たちが何か最後の砦のような形で先生って来てくださるのに、やはりそこが価格の部分ですとかでどうしてもサポートにつながらないというところはちょっと歯がゆい部分かなというふうに思っています。

○林副委員長　ありがとうございます。

○佐藤委員長　質疑はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　参考人に対する質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見いただき、衷心より感謝申し上げます。

本委員会としてただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○越沼参考人　ありがとうございました。

○佐藤委員長　ここで、参考人の退席のため暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時４８分

○佐藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員　一応今までの参考人の方から話を聞いたときに、今回の陳情に関しては制度設計をしてくださいという話です。なので、中身の理論・議論よりは、その制度が皆さんにとって必要かどうかというところを討議していきたいと思うので、どうでしょうか。

○佐藤委員長　ただいま齊藤委員のほうから、制度設計についての討議をしたいということがありましたけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　ありがとうございます。

今までの話を聞いたときに、一番最初は中村委員と言っていたとおり、我々はベビーシッターというのはアメリカで言うとすごく裕福な御家庭で、そしてどちらかというと悪いイメージがあって、ベビーシッターはちょっとふくよかな方が子供を抱っこしてソファーに放り投げるとか、そういうイメージしか報道で見たことがなかったので、すごくどうなの、これみたいな話が実際あったということだったんですが、先ほどから説明聞いていたときに、僕は保育は結構幼稚園の方のお話を聞く機会というのがたまたま会長が長かったのであったんです。林さんも聞かれて、越沼さんも答えていましたけれども、家で子供を育ててもらいたいという、僕、昔風情の人だったんですよ。おうちで子供を見られる環境があれば、保育園をそんなに過度に増やさなくても、保育士さんに無理な仕事を押っつけなくてもいいだろうと思っていたんですが、たまたま前回の福祉教育の視察で、新宿の何でしたか。

〔「れもんハウス」と言う人あり〕

○齊藤委員　れもんハウスというところへ行かせてもらって、私ここで言うと、当時で言うと失言を、たまたま那須塩原から来た女性の方がボランティアで来た若い男の子に子供を預けて、そのお母さんはその代表の方とお話ししていたじゃないですか。それのときに、僕がさっきのお話をしちゃったら、私の育て方が悪いんですとその方に言われちゃったときに、私は何て発言をしてしまったんだろうと思ったぐらい、その固定観念がさっき言っていたサザエさんみたいな環境がいいし、それを残しつつやっていく保育サービスをどうしたらいいかということで様々な御意見が出てきていたんです。

それで、今回越沼さんの存在を知って、まさかアメリカでの変なイメージと自分が勝手に思っていた固定観念と、そうではなくて、そういったニーズが今来ているというものを合わせたときに全然見方ががらりと変わったんです。

実際、昨日の保育のときに中村委員が言ったとおり、これから保育園という大きな組織がぶつかる壁は、経営としての壁じゃないですか、保育士の壁じゃなくて。そういったものが起きてくる。子供のファイは減るじゃないですか、子供が生まれていない。その中で、保育の子どもがいなければ経営上厳しくなり、保育士の管理も難しくなって質が落ちるという、こういう材料が懸念される中、今回の越沼さんの話は、保育をやりながらその中で足りていないものを補完するという話だったのを聞かせていただいてよく分かったんです。

要は、保育園では望めないものをベビーシッターには望めるという話の部分を捉えていただけると、これはその保育園の補完ではなくて、保育サ

ービスの中で行える新たなサービスの掘り起こしですよね。それを我々がつくるんだという机上で思い立ったものを執行部にぶつけるんじゃなくて、それをもう実際にやられている方のお話を直接聞けたのが大きいんじゃないのかなと思いました。

なので、その中で懸念されること、先ほど中村委員が言っていた病後児の子供を見に行くのは、ひょっとしたら医者じゃないとできないんじゃないかという不安に対しては、医療行為はその子供に直接医療行為をしなければ、多分その免許がなくても見られる。逆に返せば、日常お母さんがやっている行為を代わっていただけませんかと捉えると、それは別に医療行為ではなくて、子供を見る母親の目線でその子供を見てあげるといえば十分に足りるサービスなのかなと思ったし、林さんが聞いた多胎児のお話に関しても、うちは双子はいないので、１人で２人は体でさえ大変なのは分かっているのに、同じ思いじゃないんだと思いながら聞かせてもらったりとかあったんで、こういった制度が那須塩原市としてはやっぱり考えていくべきなんじゃないのかなと思うんですけれども、皆さんにも聞いてみたいと思います。ちょっと長くなっちゃってすみません。

○佐藤委員長　ただいまの齊藤委員からの制度設計についての意見が出されましたけれども、皆さんに対して、ただいまの意見に対しまして、ほかの委員の皆さんの意見を伺います。

林副委員長。

○林副委員長　私は、個別最適化の保育ができる。今子育てのする環境が大きく変わってしまい、家族が小さくなり、おじいちゃんとおばあちゃんという親以外の見てくれる人が少なくなっている。そこを補完できる家族機能の社会化というんですけれども、子育てを社会全体でしましょうという中のツールの一つに、新しいこのアウトリーチ型のおうちで見る保育というのが入ってきている時代なのかなと思いました。

今、国がこのベビーシッターの部分に関しては、税制優遇の方針で進めているので、今後ここはスタンダードになるんじゃないかなと、見たときに本市が今進めるこの新しい仕組みづくりの中に、今回は訪問するベビーシッターの個別最適な保育となるんですが、私がもう一つ付加価値として感じられるのは、何らかのこれはまた別な話としてケアの部分、ヤングケアラーだったり、ダブルケアラーだったりそのケアの部分で加算の制度もつくることができるんじゃないかなと思った。ちょっと別な話ですけれども、なので個別最適化の中にすごく細分化すると、個別にもっと支援をしなきゃいけないおうちというのがあるんじゃないかなというのを感じたところでした。

以上です。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから御意見はありますか。

平山委員。

○平山委員　私はいろいろ聞いていて、私も古いから子供は３歳までは三つ子の魂百までもと、やっぱり家庭で育てるのが大事だなと思って、でも現実的にはもうそういうことができない。おじいちゃんだとか核家族がというあれじゃなくて、現実そういう社会になっちゃったので、保育園に預けてもなかなか行き届かないところがあると。預けっ放しというような気持ちでいたので、その中で先ほど越沼さんの話の中で、本当に大変だと思うんですよ、家庭に入るというのは個人のいろんなあれを見るから非常に責任があって大変なんですよ。でも、それを覚悟して一番足らなかったのは、家庭で先ほど聞いたら、うちで保育園に行かせないで大変だけれども育てたいという、共働きの中であっても頑張って育てたいと。子供と接触して

一番いい形なんですよ。そこを補完するような形なので、制度の内容はどういうつけ方にするかとか、お金の問題もあるし、財政ばかりじゃなくて、その一番基本の大事なところがそこで補完できるんじゃないかなと。

保育園でも無理ですよね。無理、聞くと。やっぱり先生によって違うし、家庭に入って大変なところは、越沼さんたちはどういう決断をするか、それは今言った中村委員が心配した、こうだったとか、ああだったとかという問題が起きたときに非常に大変なんだけれども、先ほどのいろんな説明の中で、越沼さんは覚悟ができて、ちゃんと資格者も入れて、ちゃんといい加減な人を雇って、数だけ雇ってもうけるんだよというんじゃなくてやっていけると、そういうことの覚悟があったし、これは新しい制度の中で、何かうちのほうでその中の新たにじゃなくて、その中の何かに入れて、越沼さんたちにも多少負担がかからないように、うちで育てたいと本当に真剣に思っている人たちに、お金を出してもやりたいという人たちにちょっとでも負担が少なくなって、金持ちばかりじゃないので、そうするといろんな制度ができるのかなと思うから、それは検討してみてもいいんじゃないかなと感じました。

那須塩原発で、ほかに新たにまたつくって何かの制度となると、いろんな金とか人とかが余計なことかかるから、その中のやつを越沼さんたちがつくって何か補完してもらうと。そういう中でそれが大きくなっていけば、市が今度今言ったそういう意味での民間にいろんなものを預けている、その大事なところ要るじゃないかなと。それはお互いの信頼だけれども、そういうきっかけで覚悟を見ましたので、ちょっと真剣に考えてみたいなと思っています。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんからこの件に対しまして意見を伺いたいと思いますが、ありませんか。

林副委員長。

○林副委員長　あと、すてきだなと思ったのは、保育所保育園指針でしたっけ、その中にある保育士はお母さんを支援しているんだよというあの考え方が、多分その考え方で保育士になった方が多いんじゃないかなと。ただ、園の中の実情、集団で見る中、個別最適化な保育ができないというところに悩んでいる人に対しては、本当にこの新しく誰もが集団じゃなくても、集団になじまない子もその子が望む子育てができるというこの保育所保育園指針に基づいたものになったら、本当にすてきなことだなと思いました。

以上です。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから御意見。

松野委員。

○松野委員　最初のほうで齊藤委員と中村委員がおっしゃっていたと思うんですけれども、アメリカのほうとかは、ベビーシッターはお金持ちが雇うというイメージが強いと言っていたと思うんですけれども、私は実際にちょっとアメリカというか海外に住んでいたので実情をお話しすると、アメリカは14歳以下だったかな、子供だけで在宅にすると親が捕まっちゃうんですよ。なので、別にベビーシッターはぜいたくなものではないんですね。そもそも子供だけを家に置いておくと親が捕まってしまうので、やはりそういう親がいない時間というのは誰かを雇わないと子供だけになってしまうということもあるので、そういう部分でやっぱりアメリカはベビーシッターがすごく普及しているというのもあるんですよ。

だから、そういうことを考えると、別にこれはすごくぜいたくな制度でもないし、ぜいたくな保育では私はないと思うんですね。普通に考えたら、

確かに子供だけにする時間というのは非常に危険だし、それをきちんと法律として定めているアメリカはやっぱりすごく進んでいると思うので、そういうものはどんどん日本も変えていかなきゃいけないんじゃないのかなと私は思いながら話を聞いていたんですね。だから、こういうものはすごくこれからどんどん日本としても進めていくべきものなんじゃないかなと私は思いました。

○佐藤委員長　ほかに委員の皆さんから御意見はございますか。

〔「１個、じゃ、最後いいですか」と言う人あり〕

○佐藤委員長　はい。

○齊藤委員　すみません、もうさんざん皆さん言ってくれているんで分かると思うんですけれども、市の考えとしての整理なんですが、さっき両者が言ってくれたのは保育指針とかなんですけれども、昨日僕の話聞いていたときに、保育園整備計画をもって公設の調整をしつつ、民間を補完するためにしていくという話だったじゃないですか。これは、捉え方によっては保育園ではない。さっき一人保育園と言っていましたけれども、別に物があってやるものでもなく、その全く違うというのは、対策としてアウトリーチといって、本人が出前してくれるという制度であって、小規模であれば普通に認こ園もありますし、あと家庭的保育事業でおうちに５人まで雇える保育園もあると。それは結局は全部連れていくという話になっているというところをちょっと分けてもらわないと、多分この後、制度設計をしてくれとうちらが言ったときにもないものになるので、計画を見て執行部はまた応戦してくるようなイメージがあるので、皆さんにとっては、先ほど皆さんの意見が全部大体一致しているとおり、サービスでいうとないサービスを補完するものでありながら、その効果が絶大である、働く保育士にとってもその組織の中でやりたいことができない人たちが、もう子供を面倒見たいけれども辞めざるを得ないというその潜在保育士の掘り起こしにもなるという、全てにおいて今までなってしまったものをまるっと補完できるような制度であるという意識で例えばこういう陳情の話を持っていかないと、多分それははやりだからやっているんだよねみたいな話で言われちゃうのはちょっともったいないかなと。

陳情者のその思いとかを聞いていれば、決してこれはビジネスではなくて、そういった思いを持っている人たちを形にするという行動自体を評価できればいいんじゃないのかなと思ったんで、ただただやってくださいというイメージでは僕は捉えていなく、制度設計を考えること自体が那須塩原市に必要であるということと、あと何か市長さんに言ってきたのが、この間の子育て大賞を取っているという話があったんですけれども、あるものを用意して準備しているから賞がもらえたという賞ではなくて、さらにそれに甘んじることなく新たなサービスを那須塩原市はどんどんやっているよというのと、あとはもう一つ、移住・定住です。市長があれだけ移住・定住を喜んで都心に行って営業して人を連れてきているわけだから、都市型の保育として那須塩原市も展開していくことによってサービスの拡充になるんじゃないかというところも皆さんに取ってもらえたらいいなと思いました。

今話を聞きながら、失礼なんですけれどもチャッピーで調べたら、東京都でのベビーシッターの利用実績というのがあって、令和２年度は２自治体で44人しかいなかった。ところが令和６年度、４年後26自治体に増えて２万7,000人まで増えているんです、利用実績。ということなので、それを広げていくということは、簡単に利用できると

いうそのコンビニ的な制度ではなくて、先ほど言った芯がしっかりと目指しているところが子供の命を大切にするという話と、そこに一緒にいる保護者のケアができる。ましてや保育士の生きがいの一つの選択肢が増えると、こういうふうに子供にとっての周りの付加価値が全て増えていくので、そういった意味で常任委員会でうまくこれを採択して、ちゃんと制度設計に至るまで皆さんに見守っていただけたらなと思うので、これできれば採択していただきたいという思いをつけて意見としたいと思います。

○佐藤委員長　平山委員。

○平山委員　今、齊藤委員言ったように壁だね。市は今までの制度があるから、どうしても縦割りで新しいことを、栃木県というのは、日本で一番ここでやったというのがないよね。ないんだよ、日本初で実施したというのはないんですよ。何かそういうのをせっかく来て東京から移住増やす……

○中村委員　環境でやっているよ、日本で初めて環境をやった。

○平山委員　環境、それをみんな意外と評価していないじゃない。大事なことだよ、環境も。いずれ芽が吹くんだけれども、市長、何やっているんだと、建物を建てない、こういう子育てもやらない、そういうことなんですよ、目に見えないんですよ。格好いいのはいいんだよ。物をつくったり、何かお金与えたり、サービスすればみんな喜ぶよと。

今こっちのほうでやっているのはそうじゃなくて、昔で言うちゃんと子育ては親はちゃんと自分たちでやりたいと、小さい頃は。だけどどうしても働くとできないというのは、社会状況がそうだから。そんなことを補完するのは一番いいことなので、そういう言い方で市に言わないと、ただ、いや、保育園もあります、それやっています、これやっています、じゃ何ですか、お金もうけになるんですかとかとそうなっていっちゃうから、それは避けるべき。

ぜひつくっていきましょうよ。本当いろんなところへつながるでしょう。これはこれがきっかけでケアラーのいろんなところに。あまり形だけじゃなく、国の言うとおりじゃ駄目だよ。それを利用してお金だけ補助はもらって、こっちで現実やるのは末端だもん。そういうことだから大変だよ。口だけで言うのは簡単だけれども、そうしてみましょうよ。

○佐藤委員長　ほかに御意見は。

星野委員。

○星野委員　先ほど齊藤委員も言ったけれども、僕もこの制度ということを考えて、この制度を確かにすぐできるかではなくて、やっぱりきっかけがこれは必要だと思っているんですよ。

この前もちょっとテレビで見たときに、本当に自分なんかも子育てをずっと考えちゃって、子育て世代の人とあまり接していないから、本当に子育ての大変さというのは、僕もちょっと肌で感じてなくて申し訳ないんですけれども、ニュースを見たときに、本当に今のお母さんたち産後鬱になってしまって自殺をしてしまうという方がかなり多いということで、そんなニュースが流れたときに、本当に子育て大変。

正直言って、自分の今、越沼さんの聞きながら過去のことを思い出して、自分の子供がちょっと障害だったので、本当に小さいときのいい思い出がないんですよ。うちの家内がやっぱり気が立っちゃって子供をたたいちゃったんだよね、小さいときに。それを見て、自分の子供を抱きながら公園に行って、ブランコ乗ってなだませるようなことを、そんなことを思い出したときに、本当に子育ては大変なんだなということで、僕も昔の人間だから、どうしても人間はやっぱり人にもまれな

がら成長するのも人間かなと思うんですけれども、でもいろんな時代の価値観も違ってきて、やはりフォローするところはきちっとフォローしてあげることが大事なのかなと思うので、私も結論から言えばこの制度に対しては賛成ということで、何とか行政の方も課題は確かにいっぱいあると思います。だから、そういうふうな我々も福祉としての先例的なところもちょっと見ながら、そしてこの制度をできれば現実的にできるようにしていって、お父さんやお母さんが本当に安心して子育てできる環境を少しでも前に前進することができたらいいのかなと思いますので、この陳情については採択ということで。

○佐藤委員長　それでは、ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、議員間討議を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

〔「最終日に誰かにやってもらいます」と言う人あり〕

○佐藤委員長　じゃ、この場ではないということで。

〔「この場ではありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第２号　居宅訪問型保育利用助成制度の創設を求める陳情について、採択とすべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長　挙手多数と認めます。

よって、陳情第２号は採択とすべきものとすることに決しました。

以上で、陳情第２号の審査を終了といたします。

委員会の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時２４分

○佐藤委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○佐藤委員長　次第４、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

なければ、先に事務局のほうからよろしくお願いします。

〔「その他、じゃ、いいですか、１個」と言う人あり〕

○佐藤委員長　はい。

○齊藤委員　今回の陳情２本、皆さんすごく考えていただいてせっかく結果出せたので、正副委員長にはちょっと御迷惑おかけするんですけれども、その中間報告を常任委員会で出すときにぜひ乗っけてもらいたいなと。もちろんどちらとも議場で通った成績にもよるんですけれども、ぜひそのテーマの設定がどうこうにこだわらず、常任委員会として制度設計も予算化も、予算がつかなくても制度設計は言わなきゃ始まらんので、議会で通しても結局市長が何も聞いていないで、ただ議会の

議論だけをというと通過しちゃうじゃないですか。だから、それを出せる場としてしっかりと市長の場に行って委員長等々に説明をしてもらって、ぜひやれという形にしたいので、ちょっと正副委員長に頑張ってもらって、その成績によってはこちらの長い目のテーマの中間報告と、今制度設計として９月、10月にこれは出すと、この間、正副委員長会議で決まったので、出すという形でやってもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

○佐藤委員長　分かりました。

今齊藤委員のほうからの意見が出ましたけれども、そのような形で進めてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○林副委員長　私は、今もう中間報告出した、６月とは違うのか。

○齊藤委員　違います。

○林副委員長　分かりました。

○齊藤委員　見せたとしても、緊急な出前も福祉教育はできますので、出前じゃない。それとはまた別です。

○佐藤委員長　それについては、タイトなタイムスケジュールになりますので、そのときはまたよろしくお願いします。

ほかに皆さんのほうから何かございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員　あと１個。

中村さん、経験談として、陳情を野球場の50円なり100円安くしてという話が、この間１回前の陳情、２回前か。スポーツ利用施設の陳情、みんなで通ったじゃないですか、議会で。あれが結局何か進んでいないみたいなんですけれども、ああいうのはどこでどう突けばいいのか。誰かが一般質問をやるのか、またこの福祉教育で呼んでやるのかという話はどうしたらいいですかね。

○中村委員　福祉教育であれ採択しているんだよね。

○齊藤委員　全議員もあれですよね、全員だったと思う、結果として。

○佐藤委員長　はい。

○林副委員長　何で逆にそれはそういうふうに採択されても知らんぷりされちゃうんですか。

○齊藤委員　俺が聞かれても、僕なりの観点でいけば、要は議員がやっているよというイメージで捉えているのかなと思っている。

○林副委員長　執行部が。

○齊藤委員　そう。よく議会の皆様の思いは重々受け止めていますとは言ってくれているんですけれども、実質動く細部の部の課までいくと、その声がどういう重みなのかというのが届かないのではないかということなので、今回はその追従をしっかりしていって、どういう形になるのかも、結果を出さないと、うちらは今の結果というのは、陳情を請願を採択したといって舞台を投げているんだけれども、それが動かないと結局意味がないという話なので、せっかく皆さんここまでつくってきた成果がどうなったのまで言えないという状況は、これは看過できないようにしていくと、その議員の発言とか、議員の全員の思いはしっかりと乗せて形が変えられるという自分たちの成功体験もつくっていかなきゃいけないと思ったんで、ちょっと今中村さんに聞いたんだけれども、１人でぽんと言って、マイク通してやりませんとか言われて、まさか陳情出したのにやらないのかというのか、こういったところでどうなったんだという話をしていくのかというのも含めてちょっと協議できたらなと思ったんですけれども。

○中村委員　こういう常任委員会の中で時間が空いたときに担当のスポーツ振興課を委員長が呼んで、この件はどうなっていますかと。30分くらい。

○齊藤委員　それも必要だと思うんですよ。何か動いてくれないというのがちょっとやきもきしちゃ

って。

○佐藤委員長　議会のほうでは執行権はないので、それをいかにして持っていくかのために、これ中間報告でやりましょうという意味だから。

○中村委員　そうすれば、向こうの執行部も整合性を取ったらまだ時期尚早なので変えられないとか、何かあったときには、この時期が来たら変えますよとかというその進捗状況を教えてくれれば。世の中の常、国でもそうだけれども、何かをやろうと思ったら、賛成してくれる人間がいないと上は動けないということを知っているんだから、うちの市長もこれは賛成絶対しないと動かないというのを見れば、議長に逆らっちゃ駄目だ、委員長に逆らっちゃ駄目だというのを頭にみんな持っているんだ。だけども、何だか大したことを言ってこないから、これは今回いいかとかいうのをこれみんな世間で自分らもそうなんだけれども、みんな思っているでしょう。今回見たら、それかなりちょっとやるぞと。100万か150万ぐらい出してやれよと、こう言ったら、ぱかっとこれついちゃうわけ。誰が言ったか俺は分からないよ。だけど、それも時の流れで見なきゃ駄目ねという察した方がいるわけ、誰かが。そういうものにぶつかると、ああ、よかったねとうまくいく場合もあるし。

○林副委員長　市役所の中で、執行部の中だと、これをやらなきゃ駄目だよねと言う人がいればということですか。

○中村委員　そういうこと。それはやっぱり力関係といって、だから正直言ってどこの市町村にも聞くと、最大会派はやっぱり一番大事にされるんだろうね、本当は。

○齊藤委員　本当はね。

○中村委員　一番先に相談来るわけだから、だから教育長を選ぶときも、那須塩原のシンクラブには最初に挨拶に行って、この人でどうですかと言ったら、以前は水戸に言って、教育委員会でこういうような人間どうですかと言ったら、水戸は最大会派で一番大きくて、俺がいるときに栗川さん来て言ったら、あいつは駄目だと言ったらば、別な人間出してくるような、そういうようなものもあるんで、あと場所と対応。美幸さんの言うことを聞きたかったんだというようなムードになってくるときもあるわけ。そのときには通るかもしれないです。それはやっぱり時の流れで、上も考えているんですね。

○林副委員長　それは議会を軽く見ているというわけではなくて、時とタイミングが必要。

○中村委員　昔、この人町長やっていたから分かるけれども、後援会の人が来て、予算もないところを道路をつけろとかだの、舗装道路にしろなんて来る人がいるわけ。そのときに道路課長が、いや、町長がそこまで言うならと格好つけて、この道路は来年はやりますからと現実すればいいのに、片や職員は当初予算にのっていないものはできませんと返事したんで、次の年に左遷されたという人がいるの。

〔「その人何回、人生のうち二十何回異動した人だよね」と言う人あり〕

○林副委員長　そういうのが固い人なんですね。

○佐藤委員長　そういうことでこれが採択になってよりよい方向になることを……

○齊藤委員　これはさっき言った中間報告で出してもらいたいと、まだ投げかけなので、その前の去年の陳情どうなったを追いかけましょうという提案です。２つです、２つの提言です。

○佐藤委員長　タイトなスケジュールなので、どうにかしてできるようにします。

○齊藤委員　あと３月でみんな終わっちゃうので、せっかくみんなでつくったのに。

○中村委員　それでも返事もらえないときには、委

員長が一般質問の中でやってもらえばいいけん、何回言わせるんだということで。

○齊藤委員　そうですね。それこそ委員会代表質問というカテゴリーではないけれども、うちらでいうと委員長が頑張ってやるみたいなね。

○佐藤委員長　あと、以前私ごとと言うか教育委員会との話合いどうなっていくというふうに伺ったんですけれども、それについても教育委員会のほうの都合もあると思いますので、議会も日程等かなりまたがるんで、その辺で調整してやるということでよろしいですか。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

○佐藤委員長　分かりました。

○中村委員　これ教育長も入るんでしょう。

〔「もちろん入ります」と言う人あり〕

○佐藤委員長　教育長入らないと、やっぱり教育委員会だけだと立場が真逆になっちゃうから、それは入らないとね。

皆さんのほうからそのほかなければ、事務局のほうから説明お願いします。

では、事務局。

○黒沢書記　（事務連絡。）

○佐藤委員長　そのほか皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長　もし、何かあれば議会中に御意見いただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次第４のその他を終了します。

以上で今定例会議における審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようよろしくお願いをいたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎閉会の宣告

○佐藤委員長　これをもちまして、福祉教育委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午後　零時